

平成29年6月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

平成29年6月8日

○出席議員 16人

1番 藤本 治 君	2番 高 梨 弘 人 君	3番 久 我 恵 子 君
4番 照 川 由美子 君	5番 磯 野 典 正 君	6番 鈴 木 克 己 君
7番 戸 坂 健 一 君	8番 佐 藤 啓 史 君	9番 黒 川 民 雄 君
10番 末 吉 定 夫 君	11番 松 崎 栄 二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩 瀬 洋 男 君	14番 土 屋 元 君	15番 岩 瀬 義 信 君
16番 寺 尾 重 雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿 田 寿 男 君	副 市 長 関 重 夫 君
教 育 長 藤 平 益 貴 君	総 務 課 長 酒 井 清 彦 君
企 画 課 長 軽 込 一 浩 君	財 政 課 長 齋 藤 恒 夫 君
税 務 課 長 土 屋 英 二 君	市 民 課 長 植 村 仁 君
介 護 健 康 課 長 大 森 基 彦 君	福 祉 課 長 関 富 夫 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君	都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君
農 林 水 産 課 長 平 松 等 君	観 光 商 工 課 長 高 橋 吉 造 君
会 計 課 長 菰 田 智 君	教 育 課 長 岡 安 和 彦 君
社 会 教 育 課 長 吉 清 佳 明 君	水 道 課 長 大 野 弥 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 渡 辺 茂 雄 君	議 事 係 長 原 隆 宏 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第2号

第1 一般質問

開 議

平成29年6月8日（木） 午前10時開議

○議長（岩瀬洋男君） ただいま出席議員は16人で全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

初めに、去る6月1日に議会運営委員会、6月6日の本会議の終了後に各常任委員会及び議会報編集委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたしましたので、当選者の氏名を事務局長に報告させます。渡辺事務局長。

〔事務局長 渡辺茂雄君登壇〕

○事務局長（渡辺茂雄君） それでは、各委員会互選によります、正副委員長の当選者氏名をご報告いたします。議会運営委員長、松崎栄二議員、同じく副委員長、鈴木克己議員。総務文教常任委員長、磯野典正議員、同じく副委員長、照川由美子議員。産業厚生常任委員長、末吉定夫議員、同じく副委員長、戸坂健一議員。議会報編集委員長、久我恵子議員、同じく副委員長、戸坂健一議員。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） それでは、議事に入ります。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（岩瀬洋男君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、高梨弘人議員の登壇を許します。高梨弘人議員。

〔2番 高梨弘人君登壇〕

○2番（高梨弘人君） おはようございます。会派、誠友会の高梨弘人でございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回は大きく3つの質問をさせていただきます。

まず1つ目に、国際武道大学との連携についてでございます。少子化・高齢化が急激に進む中で、勝浦市におきましては、人口の一番少ない市であるとか、いろいろとやゆされております。人口減少に何とか歯どめをかけ、少しでもこの地域をよくし、暮らしやすいまちにしたいと、我々市議会議員はもちろん、猿田市長を初め市執行部の皆様も常に考えていることと思いますが、この人口減少という問題は、勝浦市だけではなく、日本国内全体の問題であることは、皆様も周知のことと思います。

では、人口減少に歯どめをかけることがすぐには難しくても、今置かれている現状の中で、いかにその環境をよくしていくことができるかを考え、取り組んでいくかが大事ではないか、私自身思うところでございます。

そこで、やはり勝浦市において国際武道大学との連携は大変重要であると考えますので、何点かそれについてお聞きしたいと思います。

まず1点目に、祭礼における連携についてであります。人口減少の中で祭礼におきましても、大変な思いをしております。祭礼ができない。人がいなくてお神輿が出せないから中止にするといった地区が年々ふえてきております。子どもたちにも大変さみしい思いをさせていると思いますが、中には大学生に多少の金銭を支払い、祭礼に参加してもらっている地区もあるとのことですが、果たしてそれが正しいのかどうか疑問に感じるところであります。

せっかく大学生としてこの勝浦市とかかわることになったのだから、地域との交流をもっと深めていただき、第二のふるさととして思いを広げ、交流を深めていっていただきたいと思います。そのためにはどうしたらよいか。授業の一環として祭礼に参加するといった形はとれないものか。市として後押しはできないものか、お聞きします。

2点目に、災害時における連携についてお聞きします。地域住民の防災力を向上させるために、自主防災組織の活動内容を調査し、10代、20代の若者の不参加が問題に上がっている地域が多くあります。災害時において若者や力のある働き手が不足すると、地域における救援活動の難航が予想されます。そこで、大学生の若い力を地域防災力の向上に活用することを目的とし、大学と地域の連携した防災ネットワーク組織の構想を必要と考えますが、それについて市の見解をお聞きします。

3点目に、火災発生時における連携についてお聞きします。銚子市消防団は団員の減少、サラリーマン化により消防団機能、地域防災力の低下が危惧されていたが、全国初の危機管理学部を有する千葉科学大学の大学生と連携することより、その問題の打開を図ることを試みております。

あるニュースによりますと、千葉科学大学学生消防隊の現状を紹介するとともに、その活動が消防団に大きな力になる可能性を秘めていると紹介されていました。そして、この銚子モデルが全国の多く消防団にとって有意義な手法となり、広がっていくことを願うものでありますとされております。

勝浦市におきましても、全くの同じような状況の中で、若くエネルギーあふれる国際武道大学生との連携が必要ではないかと考えますが、市のご見解をお聞きいたします。

4点目に、各種イベントにおける連携についてお聞きします。地域と大学との連携について、1例を挙げますと、清泉女子大学では、地域の小学校、中学校の職場体験や、自然観察授業の受け入れ、周辺町内の方々とのボランティア活動、その他さまざまな地域連携事業やイベントを行っております。また、土曜自由大学として多彩な内容の公開講座を開催し、地域の多くの方々にご参加いただくなど、地域に愛される大学として広く社会に貢献することを目指して、地域連携に関する数多くの取り組みを行っているとのことでした。

こうした中、平成27年3月には、立地自治体である品川区との間で相互の地域連携体制の強化を図る観点から、教育・文化、防災・環境、健康・福祉、まちづくりの政策等における包括連携協定を締結し、地域社会のさらなる発展に向けて、より実践的な取り組みを進めています。

ここ勝浦市における国際武道大学におきましても、同じように地域に愛される大学として、市内における各種イベントに対して積極的に連携を図っていくことが求められているのではないのでしょうか。それについての市のご見解をお聞きします。

5点目に、産官学連携事業COCプラスについてお聞きします。平成27年度文部科学省における「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業COCプラス」が選択事業として進められ

てきております。都市と世界をつなぐ千葉地方圏のしごとづくり人材育成事業として始められておりますが、そもそもCOCプラスとは、大学が地方公共団体や企業などと協働し、地方における魅力ある就職先の創出・開拓と、その地域が求める人材育成のための教育カリキュラム改革に取り組む文部科学省補助事業です。ちなみに、千葉大学は参加協力大学とともに、平成27年度COCプラスに選択をされました。

そこで、お聞きしますが、千葉大学を中心に参加協力大学として、敬愛大学、千葉工業大学、千葉科学大学、聖徳大学短期大学部、木更津工業高等専門学校、放送大学、城西国際大学、日本大学生産工学部がございしますが、ここ勝浦市に拠点を置きます国際武道大学とこの事業へのかかわり、また今後におけるお考えについてもあわせてお聞きします。

それでは、大きな項目の2つ目、市内の公園整備について質問をさせていただきます。

1点目に、公園遊具の充実についてお聞きします。以前から子育てをされているお母様より、児童公園の整備や新たな公園の設置の要望の声が多く寄せられております。公園や児童遊園地は、子どもたちから高齢者まで遊び場としてだけではなく、憩いの場、あるいは交流の場としての役割を担うものとなっております。このことから、利用者のニーズに合った快適な空間として、安全に安心して利用できる公園であることが重要であると考えます。市外から勝浦市にすばらしい公園がある、一日子どもを遊ばせていても飽きないと言われるような充実した遊具のある公園をつくりませんか。市のご見解をお聞きいたします。

2点目に、健康遊具の設置についてお聞きします。健康遊具は高齢者を初め、幅広い年齢層の方々が手軽に利用できるストレッチや筋力アップなどの健康づくりや、体力測定に役立つ遊具でございます。先ほども言いましたが、公園とは、子どもから高齢者まで幅広い方が利用される場所であります。ましてや高齢化が進む中で一人一人の健康に対する取り組みが大変重要だと考えます。これからは公園で健康づくり、お孫さんを連れて遊びにこられたおじいさん、おばあさんが健康遊具で体を動かすといったことがすばらしい取り組むと考えますが、市のご見解をお聞かせください。

最後に、大きな項目の3つ目、運転免許証自主返納者への支援についてご質問させていただきます。

1点目に、日常においての手段についてお聞きします。高齢運転者対策を重点に、3月12日に施行されました改正道交法、県警は5月1日、施行後1カ月で免許更新に伴う認知機能検査の受験者数が5,764人となり、前年同期に比べ、557人増えたと発表しました。そういった現状の中、高齢者による交通事故が相次いでおります。免許返納に対する支援制度が各自治体において始められてきていますが、本市における取り組みとして、どうお考えかお聞きします。

高齢者の交通事故を減らすためには、どんな手だてが有効なのでしょう。この南房総全体で言えることでは、公共交通網が発達していないところでは、自治体が免許証を自主返納した高齢者にきめ細かな優遇策を講じる必要があると思います。それもしないで、免許証を返納してというのは無理があると考えますが、市のご見解をお聞きします。

2点目に、買い物困難者への取り組むについてお聞きします。高齢者が免許証を返納できないのには、それ相応の理由があります。それは、日常における足であります。生活する上での買い物への足、病院へ通うための足、返納した後のその足の確保をどうするか、不安な方がたくさんいらっしゃると思います。猿田市長も常々、買い物困難者を何とかしたいとおっしゃら

れております。幸いなことに、本市においてはデマンドタクシーといったすばらしい取り組みをされております。非常に助かる、ありがたいといった声を耳にいたします。そのようなすばらしい取り組みに輪をかけて、免許証返納による買い物困難者への支援の強化していくことが必要と考えますが、市のご見解をお聞きます。

以上、登壇しての質問とさせていただきます。

○議長（岩瀬洋男君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの高梨議員の一般質問に対しお答え申し上げます。

初めに、国際武道大学との連携についてであります。本市では、平成27年2月20日に国際武道大学との連携に関する包括協定を締結しております。

この包括協定の内容でございますが、1つは、教育・文化及びスポーツの振興に関すること、国際交流及び交流人口の増加に関すること、健康・福祉及び環境に関すること、観光の振興に関すること、防災・消防及び防犯に関すること、人材の育成及び派遣に関すること、施設の相互利用に関することなどがあり、この連携を円滑で効果的に進めるため、連絡協議会を設置しております。

1点目の授業の一環としての祭礼への参加及び市として後押しできないかということでございますが、祭礼においては誰もが自由に参加できるようなイベントとは違いまして、地元神社の氏子が大漁祈願であるとか、五穀豊穡などを願って行われる行事と思われます。このようなことから地元区が直接大学に参加依頼をすることは可能と思われますが、行政が大学に対し、授業としての参加を促すことは難しいと考えます。

2点目の大学と地域が連携した防災ネットワーク組織の必要性についてでございますが、災害時におきましては、あらゆる情報の収集や避難場所での救護活動など、多くの人員が必要となります。このようなことから、今後、大学との連絡協議において災害時における協力体制など、ネットワーク組織構築に向けた検討をしてみたいと考えます。

3点目の学生消防団員としての連携についてでございますが、議員ご指摘の銚子市のケース、いわゆる千葉科学大学の例を出されましたけれども、千葉科学大学というのは、まさに危機管理学部というユニークな学部でございますけれども、この危機管理学部の学生みずからが現場に近い経験を積み重ねて、地域防災力のかなめは消防団であるという認識のもとに発足をいたしました学生消防隊という防災組織がありまして、これは大学内のサークル団体とのことであります。主な活動は、大学は消防車を持っておりまして、大学所有の消防車を出動させ、現場での消防団活動の後方支援、防災訓練への参加、イベント等での救護活動支援、防災啓蒙活動、防災情報の発信など多岐にわたっております。

そこで、国際武道大学との連携につきましては、活動内容によっては危険を伴うことも予想されることから、今後は連絡協議会を通じまして、学生たちの消防や防災に対する意識調査等を踏まえて、検討してみたいと考えております。

4点目の国際武道大学との市内各種イベントでの積極的な連携についてであります。これまでも鳴海ロードレースやビッグひな祭りなど、各種イベント開催時には多くの大学生の参加があり、昨年11月に開催いたしましたかつうら魅力市では、大学の学園祭が同日に開催されることから、相互の会場を結ぶシャトルバスを運行し、また、国際武道大学・沖縄県人会によるエ

イサーの演舞が魅力市のメインステージで披露され、イベントを盛り上げてくれております。このように大学と各イベントが連携しているところもありますが、今後も地域社会のさらなる発展に向け、より一層連携を図ってまいりたいと考えております。

5点目の産官学連携事業COCプラスについてであります。COCプラス事業、正式名称は、先ほどもお話がありましたように、地方の地、知恵の知、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」として、大学と自治体、企業などが連携し、地域の発展のための取り組みに対し、文部科学省が支援する補助制度事業であります。

本県におきましては、千葉大学が事業主体となって、先ほどお話に出ました、他の参画大学とともに、地域の自治体や企業、NPOなどと協働して、地域の雇用を生み出し、若者の就職率を高めるための方策もつくっていくというものであります。

そういう中で、勝浦市に拠点を置く国際武道大学とこのCOCプラス事業のかかわり、また、今後における考えについてであります。昨年、千葉大学の阿部厚司特任講師が、当地域の地域コーディネーターとして着任されました。阿部さんは地域コーディネーター、すなわち現場での事業の調整・推進役として、地元団体や企業を初め、国際武道大学へもこのCOCプラス事業について説明を重ね、既に勝浦市商工会、ONE勝浦企業組合などがこの事業に参画されております。国際武道大学におきましては、現時点で事業参画はされていないようですが、大学自体、自主性を持って、これまで学生にとり魅力ある就職先の確保・創出に取り組まれています。

そのような中で、来春の高校跡地へのスーパー・ベシアの開店や、浜行川アイランド跡地に計画されております民間企業によるシーサイドパークの開業が、国際武道大学生の地元雇用・地元就職に大きく寄与するものと、市としては期待をかけて事業の推進を見守ってまいります。また、地域で活躍する人材の育成や大学を核とした地域産業の活性化、地方への人口集積等に向けたCOCプラス事業制度の中で、地元大学・地域の大学の役割は大きいことから、国際武道大学の自主性は尊重しつつ、今後、引き続き千葉大学等とともに、このCOCプラス事業の制度理解について努めてまいりたいと考えております。

次に、市内の公園整備について申し上げます。

勝浦市はリアス式海岸、いわゆる山がずっと海岸のほうにも迫って、特に海岸地域には土地が少のうございます。ということで、公園整備といいましても、なかなか土地が手当てできないということでございますが、1点目の遊具の充実についてであります。市が管理する公園は、都市建設課が管理しています宅地開発に伴う市に帰属された公園及び市が設置したくぼやま公園や潮風公園、福祉課が管理しています児童遊園、観光商工課が管理しております八幡岬公園や植村記念公園などがあります。

市民のアンケート等を通じて公園整備の要望が多く寄せられておりましたので、平成25年度にくぼやま公園を、平成26年度に潮風公園をそれぞれ整備したところであります。多くの公園に遊具は設置されておりますが、全体的に老朽化しており、状態を把握し、事故を未然防止するため、遊具点検を実施し、更新または撤去並びに修繕を実施しているところであります。

公園ごとに利用状況が異なるため、更新に当たりましては、一律に同様の遊具を設置するのではなく、利用状況に適した遊具の選定を検討してまいりたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、公園の遊具というのは、その構造上コストがかかり、高価なもの

が多く一斉の整備が困難なことから、年に数基ずつの設置を行なってまいりたいと考えております。

2点目の健康遊具の設置についてであります。健康寿命を延伸するという市の目標もございますので、設置について検討してまいりたいと考えております。

また、現在、設置されている遊具の中でも鉄棒や平均台など、使い方によっては筋トレ効果やバランスを養う健康遊具的な機能を持つものもありますので、設置する場合は児童向けやシニア向けなどの差別化を図るのではなく、誰にでも使える遊具等という観点でも検討してまいりたいと考えております。

次に、運転免許証自主返納者への支援について申し上げます。

1点目の高齢者の交通事故を減らすための手だてについてであります。議員お示しのとおり今年3月に道路交通法が改正されまして、高齢運転者対策の推進を図るための規定が整備されたところであります。

市といたしましては、近年の高齢者による重大な交通事故が全国的に多発している現状や、このたびの道路交通法の改正を強く受けとめ、高齢者の方々が交通事故を起こさないためには、みずから考え、みずから行動する、いわゆる運転免許証自主返納について積極的に考え、行動することが大変重要であると考えております。

また、道路交通法の改正では、高齢者による交通事故を防止するため、認知症などに対する対策が強化されており、市といたしましても意識改革や道路交通法の改正点について周知啓蒙してまいりたいと考えております。

2点目の免許証返納による買物困難者への取り組みについてであります。本市におきましても、高齢化・超高齢化社会と加速して進んでいる状況にあります。これに伴い、買い物困難者・移動困難者なども増加するものと推測しております。

ご質問の運転免許証自主返納者に対する支援や対策についてであります。返納者につきましては、買い物等のための日常の交通手段の確保が必要不可欠となります。対策といたしましては、免許返納者以外の一般高齢者とのバランスも考えながら、路線バスの乗車運賃やデマンドタクシー料金の引きなどの導入について、現状の支援制度を踏まえ、検討したいと考えております。

なお、既に市内で実施されている免許証返納者への支援制度について、参考に申し上げます。1つ目としては、市内を運行する民間タクシー会社の「運転免許証返納者に対するタクシー代割引制度」があります。本制度は、免許証返納者がタクシーを利用されたとき、タクシー料金が1割引となる制度であります。

2つ目としましては、「かんぼの宿勝浦」で実施されている宿泊料金の割引制度であります。これは、宿泊の際、免許証返納者本人及び同伴者3名までの基本宿泊料金から500円が割引される制度となっております。

3つ目といたしまして、勝浦海中公園センターで実施されている入場料の割引であります。これは、本人を含む5名までの入場料960円を840円に割り引かれる制度となっております。

以上、3つの制度につきましては、いずれも「運転経歴証明書」の提示が条件となっております。

以上で、高梨議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。高梨弘人議員。

○2番（高梨弘人君） 市長、ご答弁、ありがとうございます。それでは何点か再質問をさせていただきます。

まず、国際武道大学との連携についてなんですが、祭礼についてよくわかりました。わかりましたけども、実際なかなか人数がいなくて、お神輿が出せない等々、氏子さんたちも結構皆さん悩んでいますので、その辺、市長気にとめていただき、また市として何かしらの後押しができるように考えていただければと思います。

イベントの開催について、商店街の活性等を考えておりますが、商店街と連携しながら、また都道府県や市区町村などの行政が単独で呼びかけて、連携を図る例もあります。都道府県の場合は、単独商店街との連携ではなく、広域にわたるものが中心となります。市町村では自発的に、また商工会議所や商店街の要請で研究提案型や活動組織支援型の産学連携を呼びかけることもあります。市町村が地域の活性化に向けて、専門的知識の提供を大学に呼びかける例も見られますけれども、その辺、担当課長、ご見解をお願い申し上げます。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。市町村が活性化に向けて、専門的知識の提供を大学に呼びかけるという件でございますが、先ほど来市長の答弁にございますとおり、大学とは地域の活性化に向けまして、連携に関する包括協定を結んでおります。その包括協定をより効果的に進めていきますよう、協議機関を設けておりますが、その勝浦市と国際武道大学との連携推進連絡協議会において、この件につきまして協議検討をいたしまして、地域活性化に向けまして考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。高梨弘人議員。

○2番（高梨弘人君） 課長、ありがとうございます。今後ともよろしくお願い致します。

5点目のCOCプラスについて再度ご質問させていただきます。事業協働地域と重点モデル地域として横芝光町、いすみ市、勝浦市を重点モデル地域としてローカルハブを設置し、人材育成と産業振興の拠点とするとありますけれども、それについての理解と、それを行うに当たっての効果についてお聞かをください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えをいたします。高人材育成と産業振興の拠点としてのローカルハブの設置についての理解と効果についてでございますが、ローカルハブは、ローカル、すなわち地方、地域、ハブ、すなわち車輪の中心ということでありますことから、このCOCプラスにおきましては、地方の事業推進拠点として地域内の企業や団体などと千葉大学等の持っている知識や技術を組み合わせた新しい事業形態の創出、また地域が求める人材の要請などの地方創生推進事業を展開していただけるものと、大きな期待を寄せておるところでございます。

今、千葉県郡部、地方部におきまして抱えている大きな課題といたしまして、少ない学生数、そして少ない若年人口でありながら、その多くが都心マインドを持っており、その若い人たちの目をどうやって地方に向けるかということが、当地域におきましての課題として上げられております。そのために、このローカルハブを拠点にCOCプラス参画団体の密なる連携のもとに、さまざまな分野で地域産業を振興し、また、地元が求める人材の育成を通じまして、

地域の雇用の創出や学校卒業者の地元定着といった効果を期待しております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。高梨弘人議員。

○2番（高梨弘人君） ありがとうございます。それでは大きな項目2つ目、市内の公園整備について再度質問させていただきます。公園整備、運動の場に関連してお聞きします。先月新しくスタートを切りました新生勝浦中学校を初め、各学校で開催されました運動会、体育祭に出席をさせていただきました。子どもたちの元気に競技する姿を見て、胸が熱くなる思いをしたわけですが、それと同時に、運動のすばらしさ、大切さを感じました。現在、市内において子どもたちがどこで、どのように運動をしているか、知っているでしょうか。野球、ソフトボール、サッカー、ミニバス、ダンスなどあるわけですが、放課後や休日に子どもたちが自由に来て、自由な遊びや運動ができる場所が市内において充実していると思いますか。ましてや天候に左右されず、子どもたち、また大人たちも利用できる場所が市内にありますか。そういった宝物である子どもたち、大切な市民の方たちが自由に活用し、それぞれの考えで自由に体を動かす健康づくりの場が必要と考えますが、いかがでしょうか。

先月、いすみ市において、国内最大級のスケートボード場がオープンしました。午前9時から午後5時半まで利用でき、1日券で1,500円の料金をとっておりますが、かなりの大盛況で、市外はもちろん、県外からもたくさんの方が集まっております。この施設は約5年前に閉鎖されていた施設を改修し、敷地は約3,000平方メートルであります。勝浦市内においても、今後増えると予想されます学校跡地や空き地の活用を、このように新しい発想で活用し、さまざまな種類のスポーツが楽しめ、なおかつ人を呼び込む取り組みが必要だと思っておりますが、市のご見解をお聞きします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。子どもたちが自由にスポーツを楽しめる場所についてでありますけれども、現在市で行っているバレーボール、ソフトテニス、器械体操、水泳などの各種スポーツ教室、青少年育成団体が行うスポーツ鬼ごっこやキックベース、また地域の皆さんの指導によるソフトボール、ミニバスケットボール、サッカー、柔道、剣道などを市のスポーツ施設や学校施設、国際武道大学の施設を借用して実施しております。子どもたちは、これらの中から自分が好きなもの、興味のあるものを選んで参加しているというふうに認識しております。

また、一般の方たちについても、学校施設、キュステ、集会所、国際武道大学において太極拳、ダンス、健康体操、さらにはゲートボール、グランドゴルフ等を行っているところであります。

また、人を呼び込む取り組みという点についてでありますけれども、この4月以降、市外の個人や団体が元北中学校や元興津中学校のグラウンド、体育館等を使いたいということで、市内の宿泊施設の方から幾つも問い合わせをいただいております。市内に宿泊をしてスポーツを楽しみたいというものや、小学生のスポーツ少年団であるとか、全国トップクラスのマーチングバンドの団体、また全日本クラスの競技団体などが合宿で使いたいというふうな内容でございます。お話をお伺いしますと、国際武道大学や興津のテルムマラン、タラソセラピーですね。またブルーベリーヒルの施設などとセットで元学校の体育館や柔剣道場、グラウンドなど

を使用したいというふうな状況もあるようでございます。

もともと本市においては、地理的にも気候的にも恵まれておりますし、何より国際武道大学の先生方の人脈があり、合宿をするには優れた下地があるというふうに思いますので、今後、元北中学校等について、市民はもちろん、市外の多くの方々に使っていただけるような施設の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。高梨弘人議員。

○2番（高梨弘人君） 課長、ありがとうございます。スケートボードに関しましては、結構漁港のコンクリートでやられているお子さんたちがおります。ちょっと危険を伴いますので、結構スケートボードも人口が増えてきてますので、そういった方の環境整備等も考えていただければと思います。

先ほど市長の答弁にもありましたけれども、来年オープンを予定されております大原高校の勝浦若潮キャンパス跡地、また行川アイランドの跡地、そのような商業施設の一面にそのようなスペースをつくってはいかがか、提案をしてみてもどうか。また、道の駅計画に盛り込んでみてはいかがか、お聞きします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。商業施設や道の駅の一面にということでございますけれども、今のところスポーツ施設については、元学校の施設を活用するというところで考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。高梨弘人議員。

○2番（高梨弘人君） ありがとうございます。より人が集まる場所にそういうスペースをつくっていただいて、来てくれた親御さんたちが市内において食事をしたり、買い物をしたりしていただけるといいなというふうに、自分なりに思っております。よろしくお願いします。

健康遊具について再質問させていただきます。健康遊具の設置について、何か問題点や憂慮される点がございましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。健康器具系の遊具を設置する際の注意事項といたしましては、国土交通省より、都市公園における遊具の安全確保に関する指針の中で、子どもが利用する可能性のある健康器具系施設という記述がございます。その中では、これまでの事故例から、子ども用遊具と健康器具系遊具との混在を避けること、また健康器具系遊具の選定に当たっては、子どもが利用するということを認識し、十分に注意して選定する必要があるということが示されております。子どもがけがをしないように想定されるハザードをできるだけ取り除く必要があるものと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。高梨弘人議員。

○2番（高梨弘人君） 課長、ありがとうございます。最後、運転免許証の自主返納者への支援について、自主返納を呼びかける前に免許証を返納された市民の方が生活に支障を来すことがないような環境整備を講ずる必要があるということをお願い申し上げ、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（岩瀬洋男君） これをもって高梨弘人議員の一般質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、照川由美子議員の登壇を許します。照川由美子議員。

〔4番 照川由美子君登壇〕

○4番（照川由美子君） こんにちは。照川由美子です。通告に従いまして質問いたします。質問は大きく分けて、1、地域活性化への取り組み、2、教育環境の整備、3、子育て環境づくりと防災、この3つの柱で質問いたします。

初めに、地域活性化への取り組み。地域活性化行事の取り組みについてです。6月3日、カツオまつりが盛大に開催されました。港町勝浦を発信し、地域活性化を図っていくためのイベントは重要であると考えます。その中でふるさとを大事にする気持ちを高めながら、市民のための地域行事も充実・発展してほしいと願っています。

そこでお伺いします。来年、本市は市制60周年を迎える節目の年となります。節目を祝い、市の活性化を促す取り組みや、記念行事等を開催できるとよいと思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。市のお考えをお聞かせください。

2項目、地域活性化に向けた空き校舎等の活用について。現在、市内では地域活性化に向け、道の駅構想が示され、元清海小学校においては企業を誘致しました。今後は元中学校2校の活用について論議がされていくと思います。

そこでお伺いします。元興津中学校と元北中学校の建物やグラウンド等、活用の方向性の検討は今後どのような形で進めていくのでしょうか、その概要をお伺いします。

次に、柱の2、教育課題への取り組みと教育環境整備。1項目めは、中学校の教育課題について。本市においては市内3中学校の統合を実施し、2カ月が過ぎました。学校職員や保護者は生徒の心の健康維持と、登下校の安全の確認に努めていることと察します。そこで、統合後の実際の状況と課題について3点お伺いします。

1点目、いじめや不登校生徒の早期発見、早期対策が望まれるこの時期、その状況と取り組みについてお伺いします。

2点目、生徒の自己実現を目指す部活動のあり方を考えていくことは、喫緊の課題と思われます。5月の連休明けから1年生も参加している部活動の状況と現在の課題をお伺いします。

3点目、勝浦中学校は以前に校舎の耐震化改修を実施しましたが、学校施設面においては、ネット環境の充実を初め、生徒が安心して生活、学習できる物的、人的環境整備の充実が課題であると考えますが、この点でいかがお考えか、お聞かせください。

2項目め、小学校の教育課題について。次に、昨年度統合した上野小学校と今後統合を予定している郁文小学校の現状、そして、小学校教育全体の課題について質問いたします。

1点目、昨年度後半で実施した上野小学校統合アンケート結果について、その結果と分析内容の概要をお伺いします。

2点目、郁文小学校統合課題に関し、本年度に入り、保護者との話し合いはどのような状況であるのか。今後の見通しもあわせてお伺いします。

3点目、小学校教育における新たな課題の一つである外国語活動の教科化や、来年度から実施される道徳の評価等の内容についてお聞かせください。また、教職員研修の充実に向けて、どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

3 項目め、学校教育環境整備に係る取り組みについて。小学校共通の課題である人的環境整備については、以下 2 点お伺いします。

1 点目、本年度より学校用務員が全校配置され、学校現場の喜びの声は大きいものがあります。導入後わずか 2 カ月ですが、現在までの経過と実際の配置状況についてお伺いいたします。

2 点目、本教育委員会には、長い間、教育行政を司る指導主事の配置がありません。新たな教育課題に対応するためにも配置が望まれますが、いかがお考えかお伺いします。また、あわせて、近隣のいすみ市の配置状況と職務内容で把握していることをお聞かせください。

最後に 3 つの柱の 3 番目、子育て環境づくりと閉校施設の防災備蓄。

1 項目め、学童保育への取り組みについて。男女共同参画社会づくりが進み、共働き世帯の増加に伴い、帰宅するまでの子育て支援策が本市においても強く求められています。そこで伺いします。

1 点目、現在の学童保育受け入れ状況についてお聞かせください。

2 点目、家庭の希望に添えない現状があるとすれば、その対策等を今後どのようにしていく方針なのか、お伺いします。

2 項目め、防災備蓄について。防災備蓄については昨年度避難所となる小学校へ水 120 リットルとビスケット 2 箱の非常食が配置されました。これらは住民のための備蓄であり、子どもが帰宅できなかった場合において、住民として配給するとのことでした。そこで、次の点をお伺いします。

1 点目、子どもがいる施設、保育所や幼稚園には防災備蓄がありません。避難所の指定がなくても、断水等の対策において若干の備蓄水が必要となると考えますが、この点についてのお考えをお聞かせください。

2 点目、住民の避難場所であっても、閉校した小学校には防災備蓄が配置されていません。元清海小と元行川小、元北中と元興津中の防災備蓄についての配置に関する基本的なお考えをお伺いします。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（岩瀬洋男君） 質問の途中でありますが、11 時 10 分まで休憩いたします。

午前 10 時 52 分 休憩

午前 11 時 10 分 開議

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの照川議員の一般質問に対しお答え申し上げます。

初めに、地域活性化に向けた取り組みについて申し上げます。

1 点目の市制施行 60 周年記念行事についてであります。本市は、ご案内のとおり昭和 33 年 10 月 1 日に市制を施行し、来年度は市制施行 60 周年を迎えます。過去の記念行事としましては、例えば 10 年前の市制施行 50 周年におきましては、市政功労者への表彰や、カツオまつりやビッグひな祭りなどの既存イベントを 50 周年特別イベントということで行ったほか、出張なんでも鑑定団を呼んで開催をしたり、また NHK 公開録音「歌の散歩道」などを記念して開催をいた

しました。

来年の60周年におきましても記念行事の開催を考えておりますが、行事内容につきましては、市の広報紙やホームページなどを通じて市民の多くの皆様からのアイデア等もいただきながら、検討してまいりたいと考えております。

2点目の地域活性化に向けた空き校舎等の活用等について申し上げます。

元興津中学校と元北中学校の建物やグラウンドの活用についてであります。今年度から始まる市の総合計画第3次実施計画における施策の展開として、老朽化した興津集会所の整備とスポーツ施設の計画的な整備を位置づけております。これまで関係者との意見交換を進めておりまして、元興津中学校は集会所として、元北中学校はスポーツ施設として活用していく方向で考えております。

また活用案の概要についてであります。現在の興津集会所は、昭和48年に建設され、築44年を迎える鉄筋コンクリート造り2階建てであります。老朽化が激しく、建物内外の損傷や雨漏りも発生して、施設運営に支障を来しており、早期の対策が迫られておりましたので、元興津中学校の校舎を改修し、興津地区における学習や交流の場としての新しい集会所として整備する計画であります。

元北中学校は、芸術文化交流センター、キュステの建設に伴い、そこにあった市営野球場を廃止した経緯がありますので、今現在の北中の体育館を除いた校舎、柔剣道場、プールなどの既存施設を解体撤去し、敷地全体を活用して、硬式野球の可能な野球場や多目的広場などのスポーツエリアとして整備する計画でありまして、現在、コンサルタント会社に基本計画の策定を委託しているところであります。

次に、子育て環境づくりと閉校施設の防災備蓄について申し上げます。

1点目の本市の学童保育、いわゆる放課後ルームの受け入れ状況についてでございます。現在、本市におきましては、6カ所で放課後ルームを運営しております。受け入れ状況につきましては、今年4月1日現在の定員数及び入所児童数について、順に申し上げますと、まず、こども館にあるかつうら第1放課後ルームは、定員48名のところ、入所児童50名、定員を2名オーバーしておりますが、問題なく受け入れております。

次に、幼稚園内にありますかつうら第2放課後ルームは、定員33名に対し、入所児童33名。とよはま放課後ルームは、定員35名に対し、入所児童14名。おきつ放課後ルームは、定員35名のところ、入所児童30名。上野集会所にありますうえの放課後ルームは、定員50名、入所児童39名。最後に、ふさの放課後ルームは、定員40名のところ、入所児童39名であります。

6施設の合計は、241名の定員に対しまして、205名を受け入れている状況にありまして、4月1日現在では待機児童はおりませんでした。しかしながら、小学校入学後、かつうら第1放課後ルームへの入所申請が2名の方からありましたが、既に定員数をオーバーしている状況にありますので、申込者にはご希望のとおり対応することができないことを説明し、ご理解をいただいて、現在はお待ちいただいている状況となっております。

なお、夏休み期間中は、とよはま放課後ルームに通えるよう準備しております。

また、家庭の希望に添えない現状への対策、いわゆる今後の待機児童対策についてであります。放課後ルームは、働きながら子育てをする家庭にとって、保育所と同じように必要な施設であると思っております。

本市におきましては、学童数は年々減少傾向にはありますが、これに反し、放課後ルームへの入所希望や需要は年々高まっている状況にあります。特にかつうら放課後ルームにつきましては、今後も入所希望が増加することが見込まれますので、現在、放課後ルームの拡充について検討しております。具体的には、幼稚園の1室を放課後ルームとして増設する方針といたしました。この増設計画を推進するため、先月、幼稚園父母の会役員に方針を説明後、理事会においてご承知いただきました。さらに臨時総会を開いていただいて保護者に対し説明したところであります。

増設に関するスケジュールといたしましては、9月補正予算に改修工事を計上し、増設工事を速やかに進めたいと考えておりまして、その際、幼稚園業務に極力支障のないように配慮したスケジュールで進める予定です。

また、現在、事業推進中の認定こども園竣工後となりますが、新たな放課後ルームの建設・整備拡充について計画しておりまして、平成32年秋ごろに今の幼稚園の園庭南側に新規に竣工を計画中であります。

2点目の防災備蓄について申し上げます。子どもがいる施設への備蓄水の必要性についてありますが、保育所と幼稚園につきましては、突然の断水等に対応するため、備蓄水を常備する必要があると考えております。このようなことから、現在、3保育所と幼稚園では、備蓄水を常時備えるよう努めているところであります。

また、避難場所である閉校施設の元清海小学校、元行川小学校、元北中学校及び元興津中学校の防災備蓄についてであります。元北中学校及び元興津中学校につきましては、飲料水及びアルファ化米等を配置しておりますが、元清海小学校及び元行川小学校は備蓄品を配置しておりませんので、飲料水については今年度配置を考えております。

また、アルファ化米等食料の配置については施設の環境等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上で、照川議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

なお、教育問題につきましては、教育長から答弁がございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、藤平教育長。

〔教育長 藤平益貴君登壇〕

○教育長（藤平益貴君） ただいまの照川議員の一般質問に対しお答えします。

教育課題への取り組みと教育環境整備についてであります。初めに、勝浦中学校の教育課題、統合後の現状と課題について申し上げます。

1点目のいじめ、不登校生徒等への取り組み状況についてであります。4月より毎週いじめ対策会議を開き、いじめの早期発見、不登校の生徒への支援についての対策を検討しております。また、5月には、個別事案に関する校内ケース会議を実施いたしました。1学期中に、関係機関を交えてのケース会議を開催する予定であります。

2点目の部活動の現状と課題についてであります。勝浦中学校では、部活動全員加入制をとっており、現在11部活動が活動しております。統合後、部員数も充実しまして、各部の目標に向かって切磋琢磨しております。課題といたしましては、専門指導者の確保等が上げられます。

3点目のネット環境整備、安心・安全な学習環境に向けての物的・人的整備についてであり

ますが、ネット環境の整備については、今年度、電子黒板3台、有線LANを新設整備いたします。この整備費用として「勝浦市の子どもたちの教育に係わる基金」を活用いたしました。安心、安全な物的環境整備ですが、通称「裏坂」と呼ばれる、学校から国道297号に通じる坂に、道路照明灯を新設いたしました。また、裏坂と、国道128号に通じる「表坂」のそれぞれの登り口に、防犯カメラを設置する予定であります。

人的環境整備については、今年度、統合に伴い県費教職員が多く配置されております。さらに、指導の充実のために、少人数指導にかかわる常勤講師が、県費負担で4月27日より1名追加配置されました。また、現在1名欠員状態になっているALTを8月より新規補充し、2名での運用を行います。

次に、小学校の教育課題について申し上げます。

1点目の上野小学校統合後のアンケート結果と分析内容についてであります。昨年11月に実施しましたアンケート結果によりますと、児童は、統合してよかったという肯定的な回答が全体の85%になりました。

特に、項目別の回答では「友達が増えた」、「友達が増えたことによりいろいろなことが経験できる」などの項目で90%を超える肯定的な回答がありました。

保護者の項目別では、「さまざまな個性を持つ友達と触れ合うことができている」が90%を超え、統合に対する肯定的な見方がありました。反面、行事やPTA活動の連携に不安を感じている保護者が約半数いることが結果から読み取れました。

2点目の郁文小学校の統合に向けた見通しについてであります。平成31年4月の統合に向けての協議を4月以降、小学校、PTA役員、教育委員会の三者で3回行いました。来週6月14日には、臨時のPTA総会、説明会を開催し、統合に向けての協議を進めてまいります。

3点目の小学校の外国語の教科化、道徳の評価等に向けての取り組みについてであります。平成29年3月に改訂されました新学習指導要領では、小学校において中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入することになっています。これらは、平成32年度に全面实施となります。

また、特別の教科「道徳」については、平成27年3月の一部改正を受け、小学校で平成30年4月、中学校で平成31年4月に全面实施となります。

これらの導入に当たり、指導内容、評価等の研修を県教育委員会、夷隅郡市教育研究会、勝浦市教育研究会、各学校と連携を図り充実させてまいります。

次に、学校教育環境整備に係る取り組みについて申し上げます。

1点目の学校用務員の配置状況についてであります。今年度、全ての小中学校に、学校用務員を配置いたしました。学校現場からは、給食、営繕、美化、来客者の接待等において業務が行われ、非常にありがたいとの声が寄せられております。小中学校7校のうち2校では、体調面等の理由により、途中退職がありましたが、後任者を配置いたしました。

2点目の市教育委員会指導主事の配置についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条1項「都道府県に置かれる教育委員会の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所定の職員を置く」、

第2項には、「市町村に置かれる教育委員会の事務局に前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く」、

第3項には、「指導主事は、上司の命を受け、学校及び就学前の子どもに関する教育、幼保連携型認定こども園における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する」とあります。

教育委員会としては、さまざまな教育課題に対応するために、指導主事の配置に向けた検討をしてまいりたいと思います。

なお、いすみ市教育委員会の配置状況につきましては、平成27年度より3名の指導主事が配置されております。主な職務内容は、学校教育、教育活動に対しての指導助言、生徒指導、いじめ問題、外国語指導、特別支援教育等が上げられます。

以上で、照川議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 市長、教育長、ご答弁、ありがとうございます。初めに、地域活性化行事の取り組みについてですが、記念行事等の開催に向け、市ホームページや広報かつうら等でアイデアを募集するとの前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。アイデアを市民から募集することはとてもよいと思います。あとは周知の仕方を工夫してくださるようお願いいたします。

この質問をした背景には、地域の方からこんなお声がありました。「勝浦の郷土料理や漁師料理を市直営の食堂とか、道の駅等で販売できるとよいと思いますが、どうでしょうか。こちらに嫁いでから、このレシピどおり一つ一つつくってみて、どれもこれもおいしいのに驚きました。このレシピは地元の宝、これを活用すれば、食の面で勝浦活性化の一助になるはず」と、熱く語ってくださり、漁業婦人部等が十数年ほど前に作成した漁師の家のレシピを見せてくださいました。

食に関する個人の声を例として上げましたが、幅広い視点で市の活性化を考えている市民は数多くいると思います。その方々のアイデアはイベントだけでなく、今後の市の施策にもプランになっていくと思われます。ぜひ市民や各組織の発想を生かしました取り組みを進めてくださいますよう、お願いいたします。活性化に向けて今回のカツオまつりのように、市が先頭に立って行うのはもちろんですが、市制60周年を機に、それぞれの地区や任意の団体が活性化を図る視点をみずから持つことが重要と考えます。この点につきましても、今後どのように促していったらよいか、ご検討いただければ幸いです。

さて、先週末行われた海のまち勝浦を発信する一大イベント、カツオまつりですが、地元の学校行事と重なったために、私自身はいっときの滞在でした。お天気に恵まれ、大盛況。10時半時点でカツオは既に完売。見た目に出店もかなり増え、新たな取り組みがあったように思います。食べたいところには行列ができ、足湯ではなく、海草入り手湯体験してきました。行政報告にもあり、終了したばかりで大変恐縮ですが、今回の新たな取り組みと課題に絞ってお伺いしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。カツオまつりの開催結果について、改めてお答えさせていただきます。行政報告のとおり、当日は天候にも恵まれまして、約1万8,000人の来場者がありました。昨年と比較いたしますと、3,000人の増加となったわけでございます。またカツオの販売につきましては、用意したカツオが午前中に全て完売いたしました。

そもそもこのカツオまつりは、勝浦産カツオのPRはもとより、今回特産品などの販売とあわせ、カツオのまち勝浦の魅力を体感していただこうと企画したところでもあります。今年度この考え方に基きまして、来場者の増加を図る策といたしまして、主として3つの新たな試みを取り組んだところでもあります。

内容を申し上げますと、1点目として、滞留時間の延長を図るよう取り組みました。内容といたしましては、会場内にステージを設けまして、一日中来場者にお楽しみいただけますよう、国際武道大学学生による沖縄郷土芸能の披露、新勝浦市漁協職員の皆様による体験入札、市内のサークルによりますダンスパフォーマンス、また、ところてん早食い競走など、多彩なプログラムを模様したところでもあります。

2点目といたしまして、来場する方々の世代の拡大を図る目的で、子ども向けのアトラクション、体験教室を新たに開催いたしました。具体的には会場内で子ども向けの縁日、海の生物に触れるタッチプールの設置、テレビで人気のヒーローショーの開催のほか、親子参加の魚のさばき方教室を開催したところでもあります。

3点目といたしましては、出店の拡充でございます。海産物を初め、グルメ、物販、観光所、また、メーカー等のPR、これら合わせて、昨年の約3倍の70店舗の出店協力をいただいたところでもあります。

これらを通じてたくさんのお客さんに来場いただいたんですけれども、次回に向けての課題ということでございますが、現在、当日の職員が集計いたしましたアンケート結果や、また出店者、関係機関、庁内の意見等を取りまとめまして、カツオのまち勝浦にふさわしい活気に満ちたイベントの開催に向けて、次回に向け、鋭意検討してまいりたいと考えてます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 平松農林水産課長、ありがとうございます。豊富なアトラクション、体験活動の展開、出店の3倍拡充には驚きです。昨年の課題が十分生かされたというふうに感じます。今回の様子を見た地元の方々に、体験活動の提供とか、出店をしてみたいと思った人は多いのではないかと思います。私自身もそう思いました。さらなる活気に満ちたイベントを目指して、次の課題は何か。意見集約を次回開催に生かすことを期待しております。

話は変わりますが、先月末の土日、鵜原区では、鵜原まるかじり体験で、鳥・蝶・花めぐりを開催しました。100名近くの参加を得て、午前にはチョウの誕生観察、午後は千葉県野鳥の会の指導者を迎え、バードウォッチング等を楽しみました。バードウォッチングのコースは、以前サイクリングロードとしての整備を質問させていただきました松部港、尾名浦、海中公園、鵜原漁港、このコースです。その中で最も目を引いたのは、鎌形のフォルムで高速で飛ぶヒメアマツバメと、体色も鳴き声もとても美しいイソヒヨドリでした。

ツバメは、コシアカツバメ、ツバメ、ヒメアマツバメの3種類が見られ、ヒメアマツバメについては、40年前の1978年、勝浦市で県内初の繁殖が確認されたという記録があり、海のまち勝浦を代表する鳥ではないかと、話題になりました。

松部港の皆さんは、巣を落とさず保護してくださっていて、おかげで毎年見られる状況にあります。「これからヒメアマツバメやコシアカツバメなどの鳥を勝浦市で保護していく姿勢を示してくださるといいですね」と、千葉県野鳥の会の指導者が言っていました。

そこで、お伺いします。60周年という節目を記念し、また、勝浦の自然のすばらしさを市民が再認識する上で、勝浦市の鳥と花を決めてはいかがでしょうか。勝浦市の木はアジサイですが、鳥と花についてはまだ決まっておりません。県内54市町村のうち、木と花を決めているところは多いのですが、鳥は15市町しか決めておりません。もし、勝浦市が60周年を機に決定するならば、他市町村にも波及するかもしれません。

この件につきましては、猿田市長にお伺いいたします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 60周年の記念の事業ということで、市の鳥、市の花を決めたらどうかということであります。いろいろお話いただきました。今現在、市では木がアジサイということを決まっております。これは昭和48年の千葉国体のときに、これを記念して決定したということでありまして、花と鳥は決まっております。その地区、市町村で、花だとか鳥だとか、決めておるところもありますけれども、これは市民のみんなが愛着を持って、先ほどありましたけれども、例えば鳥であれば、それを保護していこうというような愛着を持って行うというので決定しているというのが実情でありまして、来年の事業については、先ほども答弁させていただきましたけれども、市民から広くいろんなアイデアを募って、記念事業を固めていきたいと思っておりますので、その中でこういうような話が出れば、そういう形でまとまっていくのではないかなというふうに思っております。今これがいいとか悪いとかというのは、私のほうからは答弁は控えさせていただきます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） もし、検討の余地というか、アイデアの中から、そういうふうなものが出てきましたときには、選定につきましては、地域の特色を熟知した専門家と、動植物に関心のある市民の代表等を交えた会が設定できるといいかなというふうに思っています。10種類ぐらい選んでもらって、それでもって公募をするというふうな形にすれば、市民の意思がそこに入るのではないかなと思います。ちなみに鵜原区の鳥につきましては、鵜原は鵜の原という地名発祥のもとであり、多数生息していますウミウとヒメウが最有力ということになると思うんですが、9月までに鵜原区では検討し、マスコットを公募して、本年度中に決定していくという計画です。

鵜原区の花はヤマユリです。既に理想郷の妖精、ヤマユリ、ユリちゃんTシャツが、市内の洋品店でも売り出され、鵜原まるかじり体験の活動ユニフォームともなっております。

鵜原理想郷は、昭和33年8月1日、2カ月市制よりも早いのですが、南房総国定公園に指定され、来年60周年を迎えるに当たって、その前にトイレが改修され、鵜原湾からの登り口も大変きれいに整備してくださいました。感謝の気持ちで今そのサプライズイベントを計画しております。みんなで楽しむイベントを通して、ふるさとへの愛着を深め、活性化に結びつけたいと願って取り組んでいます。

また、地域活性化を目指して、元興津中学校区、行川から松部付近までを南勝浦エリアとして活動している任意団体が2つありますが、その一つ、南勝浦サポーターズは個人の有志で立ち上げ、先月、理想郷洞窟イクスめぐりとクルージングセットや水泳キャンプを実施しましたところ、参加者に大変喜んでいただきました。特にクルージングに参加して下さった市内上野地区の方々は、「自分のふるさとを海から見たこの感激は一生忘れないよ。身近でこんないい

企画があるんだね。最高のミニ旅だったよ」とのお言葉でした。こんな感謝の言葉をくださるような企画は、今のところは利益につながらなくても、いずれ展望が開けるのかなと思いました。

地域活性化とマリンスポーツの普及を目指し、今月18日には守谷海岸において、勝浦スイムフェスタを観光協会、商工会、南勝浦リゾートクラブ、南勝浦サポーターズ等で実行委員会を組織して、スイムレースやスタンドアップパドルレースを行う予定もあります。昨年はお天気に恵まれ、透き通った真っ青な海を舞台に、すばらしいレース展開で、見ている私たちも感動しました。

身近に、このようなさまざまな例があることと思いますが、これら地区や団体組織の取り組みは勝浦市の活力アップにつながり、官民一体型の観光を生み出すことができるようになると思います。この点で重要な役割を果たすのが観光協会と言えます。勝浦観光協会は今年、組織改編を予定し、過日の総会において体制を変えていくという会長挨拶がありました。

そこで質問します。既存の組織を新たな体制にし、地域や団体組織と連携して、勝浦の活性化を図ってほしいと考えますが、観光協会はどのように変わるのか、どのような視点で観光の活性化に取り組んでいこうとしているのか、把握している点をお伺いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お尋ねの観光協会の件につきまして答えいたします。観光協会の変革というか、そういったことにつきましては、現在、勝浦市の観光協会が任意団体であるところなんですけれども、その任意団体であります勝浦市観光協会を母体といたしました一般社団法人に今年度中に設置する方向で勝浦市観光協会と協議をしているところでございます。

何が変わるかと申しますと、協会自体のまず企画運営力の強化がございます。そのために専門的な人材を観光協会の事務局にお招きし、その方と一緒に勝浦市の観光を盛り上げていくような形で考えております。

さらに、どのような視点でこれからの勝浦市の観光を盛り上げていこうとするかということですが、勝浦市観光協会には、これまでも市観光のPRなどで多大なご尽力をいただいているところでございますが、この法人化を機に、従来の観光PRなどの事業に加えまして、地域に密着した地元精通した人たちが知恵を出し、工夫を凝らして、その地域ならではの着地型観光商品などを開発し、それを広くご紹介することによりまして、より多くの皆様に勝浦を楽しんでいただけるようなことに、そういうことができるような組織になればというふうに私自身はイメージをしております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） ありがとうございます。変革の時期を担う皆さん方のご苦労は大変なものがあると察しています。目指す姿に近づくために、さまざまな困難を乗り越えていかれますよう、期待しています。

次に、地域活性化に向けた空き校舎等の活用につきまして、元興津中、北中の検討案を示してくださいまして、ありがとうございます。元北中につきましては、元荒川小のテニスコート以外スポーツ施設のない勝浦市にとりまして、活性化になることと考えます。関係者の意見を聴取し、使い勝手のよい施設になるよう、そういうグラウンドになるようによろしく願っています。

元興津中学校につきましては、興津地区の要望とともに、元行川小学校区、元青海小学校区の意見も聞いていただき、広くコミュニティーの場になるよう、新たな視点で活用を考え、地域活性化に結びつけてほしいと強く願っています。

今現在、興津駅前にある集会所は、立地条件からして大変便利で、多くの皆さんに活用されています。この興津集会所はどのようになるのでしょうか。差し支えない範囲でお聞かせください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育設課長（吉清佳明君） お答えいたします。駅前の現興津集会所の建物につきましては、老朽化等により、さまざまところで支障を来しております。隣の元興津農協の建物と合わせまして解体撤去する方向で考えております。その後の土地の今後の活用方法等については、庁内検討委員会等ございますので、そういうところで検討していくことになるのかなと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） ありがとうございます。現集会所所在地はもとより、駅周辺空き地も勝浦市有地と聞いております。今後この周辺が使い方によっては市の大きな財産になって、市民がその恩恵にあずかることもあるかもしれないと期待しているところです。

「クサフグとチゴガニが産卵する町、上総の興津」などをテーマに産卵観察場所に最も近い元興津中を拠点とし、生物観察、保護を中心にした町の活性化が図れる可能性もあります。国が莫大な資金を投じて興津海岸エココースト事業を行い、ウミガメの産卵保護と生物環境保全に取り組んで二十数年がたちました。今後はささやかかもしれませんが、新たな可能性に対し、地域住民が積極的に手を組むきっかけづくりを考えていくことも大切なことではないかと思います。

以上、今回は市制60周年という節目を迎えるに当たって、地域活性化について身近なところから考えましたが、締めくくりに広い見地から市長にお伺いしたいと思います。本市の活性化に向けての鍵、最も重要と思われる点は何か、お聞かせください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 活性化の鍵の前に、先ほどの答弁の市の鳥、花をどうするかというのがありますけれども、市民に広く意見を聞き取るときは、初めに、こういう鳥を定める、花を定めるという聞き方はしません。今の市の中に勝浦で果たして、花を、鳥を定めたらいいのかどうか、まずここからスタートしなければいけないというふうに私は思っております。初めに鳥がどうで、その鳥のうちにツバメがどうだとか、どうこうじゃなくて、その前に、果たしてそういう市のシンボルとしての鳥、花を定めるかどうかという意見を、そういうのが出てこないことには、私は定める必要はないのかなと思います。それはアジサイのときも、ツバキとかキョウチクトウとか、そういうような3つの案が最終的に決まって、最後にアジサイと決まったとなってますけれども、市民が本当にそうだ、ツバメがそうだ、いいんだということではなければ、なかなか決まらないと私は思っております。

それから、市の活性化の鍵ということでございます。私が考えるところにおいては、勝浦というのは非常に気候が温暖で、もちろん首都圏の一面にあります。しかも風光明媚な景観を持っているし、豊かな海、山の幸、食材も持っておるわけでございます。また、市民が非常に穏

やかな人気、気風を持っているというようなことで、多様な財産を秘めていると私は思っています。また、現在、先ほど来出ています人口減少、少子高齢化というものが残念ながら進んでおりますけれども、これらの多様な財産を生かしながら、本市の地方創生の総合戦略を定めておりますので、この総合戦略に掲げている4本の柱、すなわち産業振興によって雇用を確保しよう、観光によって交流人口を拡大しよう、子育て・教育環境を向上させましょう、市内の4地区、4つで合併しましたので、4地区のそれぞれの地域振興を図ろう、こういう地方創生総合戦略に掲げる4本の柱をスピード感を持って、着実にやり遂げるというのが、私は勝浦の活性化の鍵であるというふうに考えております。

ひいては、これらをやることにおいて、この勝浦が稼ぐ力を持って、勝浦の平均所得を上げる、市民に豊さを感じられるまちづくりにつながっていくというふうに確信をしておるところでございます。そういうのが私は勝浦の活性化の鍵というふうに思っております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 市長、ありがとうございました。次に、第2の柱、教育課題への取り組みと教育環境整備についての質問に入ります。

最初に、中学校の教育課題ですが、中学校が統合され、初めての運動会は、生徒が生き生き活動し、どの学年も活力あふれるすばらしい演技で、楽しませていただくと同時に、やる気のある生徒の姿にほっとした方は大勢いたと思います。そのようなよい雰囲気と感じられる中でも、いじめは存在します。早期発見、早期対策に向け、いじめ対策会議とかケース会議、この取り組みを行っていくとのことですが、まず会議の構成メンバーについてお聞かせください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えいたします。いじめ対策会議は、管理職、生徒指導主任、各学年の生徒指導担当、養護教諭が構成メンバーになっております。ケース会議につきましては、管理職、学年主任、生徒指導主任、特別支援コーディネーターと、また関係機関とは市教育委員会学校教育指導員、東上総教育事務所生徒指導担当指導主事、夷隅保健福祉センター相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、県訪問相談員等に出席を依頼する予定です。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） ケース会議の構成メンバーとして関係機関が入り、問題の背景にある原因の理解が進んで、解決に向かうという例もあります。問題の質によってメンバー構成は柔軟に決定していくと考えますが、会議終了後、学校内部においては会議出席者だけでなく、関係する教職員と管理職が共通理解の場を設けること、外部に向けては教職員の守秘義務の徹底と保護者との連携を密にすることが大切な要素になると考えます。

続いて、統合後のいじめの発生件数と集団生活不適応生徒数をお伺いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） いじめの認知件数について答えいたします。4月に11件、5月に6件をアンケート調査をもとに把握しております。集団不適応生徒数につきましては、6月時点で1年生3名、2年生1名、3年生2名おります。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 集団生活不適応生徒のケアは、学区が市内全域にわたりますので、家庭訪

問と関係機関の力も生かしながら取り組まれていることと察します。いじめ発生件数は、今回17件ということでしたが、表面に出てきた数であり、水面下にもあることを意識しながら取り組んでいると思います。特に統合した初年度は、これまでの環境と大きく異なるので、生徒同士も違和感や排斥欲求を感じる場面があり、教職員は集団生活の秩序を保つため、生徒を威圧してしまう場面も時にあるかと思われます。そこで、有効な手だてを模索するに当たっては、会議だけではなく、子ども個々と直接向き合い、悩みを言える雰囲気教育相談体制づくりが最も重要であると考えます。関係諸機関と連携した教育相談等の工夫とともに、生徒理解のための教職員研修が求められていると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 質問の途中であります、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） それでは、先ほどの説明に1点つけ加えをさせていただきます。いじめの発生17件でございますが、今年度、中学校で実施をしておりますアンケート項目の中に、「誰かにいじめ、いやがらせを受けていますか」という問いがございます。その答えの中に、「ない」、「いやがらせ」、「いじめ」というようなものにマルをつけてもらいます。この17件のうち、ほとんどは「いやがらせ」としての認識でございます。教育委員会と中学校としましては、いじめはいつでも起きます。統合により学習環境も変わりました。中学校での相談しやすい雰囲気づくり、そして早期発見、早期対応の目的で、この「いやがらせ」についても、いじめの芽として拾い上げるという視点に立って、調査結果に反映をさせていただいた次第です。

続いて、ご質問にお答えさせていただきます。教育委員会といたしましても、議員ご指摘の教育相談の体制づくりが、何より重要であると認識をしております。校長先生のリーダーシップによる体制づくりとあわせて、直接日々触れ合う担任教師、養護教諭などが、いじめの早期発見のキーになります。日ごろからの生徒の見守りや信頼関係の構築に努めるとともに、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないことや、連絡ノートを通しての悩みの把握、さらには、個人面談を活用した教育相談を充実させることが重要だと考えています。しかしながら、学校現場は、指導力のある団塊世代の退職や、少子化に伴う新規採用数の変化により、年齢構成がバランスよく配置されさせているわけではありません。そこで、教育委員会といたしましては、児童・生徒のソーシャルスキルアップと、教職員の児童・生徒理解につなげるために、児童・生徒を対象としたアンケート、ハイパーQ Uの分析費用を予算措置しております。その具体的な活用方法の研修を、本年度の夏季研修会に位置づけたいと検討しております。いじめ・不登校対策につきましては、学校の体制づくりと教職員の資質向上が重要であります。教育委員会といたしましても、指導、支援してまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） ありがとうございます。夏季研修等、充実を図っていただければと思います。以前は、先輩職員が親身になって後輩職員の悩みを聞き、助言してきましたが、熟年世代が今はぐっと減り、若い教員や講師が急激に増えている現状では、教育相談の体制づくりが

喫緊の課題と言えます。教育委員会においては、学校の問題解決過程にかかわり、よりよい方向性と教育相談と研修の場の提供をお願いするところです。

次に、部活動のあり方ですが、勝浦中学校部活動の土日の活動状況をお伺いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） 土日の活動をしている部活動ですが、運動部の8部、そして文化部では吹奏楽部です。文化発表前等で、一定期間、土曜、日曜を活動をいたしますのは、家庭科部、美術部の2部という状況であります。以上です。

〔佐藤啓史君退席〕

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） ほとんどの部が無休で活動し、生徒の指導者も十分な休養をとらずに月曜日を迎える実態にあると思います。過日、NHKで、教職員の休日出勤が、数年前の2倍近くに増大し、年中無休状態をどう改善するかが、国を挙げての課題となっているということが報道されました。そこで、質問します。文科省の省令が改定され、外部の部活動指導員による指導の充実が図られるよう指針が改訂になっていますが、教育委員会として、課題に対応する手だてをどのようにお考えか、お伺いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えいたします。国際武道大学との連携の推進や、外部指導者の登録制度、また、指導者の資質向上に向けた講習会等への参加支援等が上げられます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 平成30年4月に、部活動に関するガイドラインが示されるとの報道もありました。近い将来、社会人活用で、専門性の高い外部指導者の導入を検討するに当たっては、地域での人材確保が必要になってきます。本市においては、先ほどのお話のように、武道大学との連携が鍵となるように思われます。部活動のあり方については、その差はあるものの、小中学校同様の課題があります。次年度よりガイドラインに沿った運営を目指すことになり、社会教育が果たす役割もクローズアップされる中、教職員の負担軽減も含めて教育委員会として対策を検討してほしいと考えます。

次に、生徒が安心して生活、学習できる環境整備の課題ですが、ご答弁にありました防犯の視点からの取り組みは最優先だと思います。それ以外で気になった数点について申し上げますので、ぜひご検討をお願いします。

1つは、手すりの設置です。校舎内部の安全面におきましては、階段の手すりが全くないことが気にかかります。健常者にとっては必要ないものかもしれませんが、けがをした生徒などを考慮し、設置が望まれます。保護者や高齢の来訪者、障害者にとっても、手すりは必要ではないかなと、入学式のときに感じました。

2つ目です。給食運搬用のリフト設備の稼働についてです。中学校1年生の給食準備例を申し上げますと、当番が汁物など給食用の食缶を1階から4階まで自力で運んでおり、こぼして、やけどしなければいいがとの保護者の声でした。学校用務員がいない状況がありましたので、現在まで長い期間リフトを使っておらず、改修、保守点検が必要です。生徒の安全を考え、稼働させてはどうかと考えます。

3点目がトイレの洋式化です。各フロアに1基ずつ洋式便器が設置され、さらに洋式化を進

めてほしいと考えていましたが、中学生の中には、肌が直接触れる洋式便器を避ける傾向があることを、今回初めて知りました。洋式便器の拡充については、生徒の使用傾向を調べて実施していったほしいと考えます。

4点目はエアコン設置の拡充です。現在までのエアコン設置は、保健室から始まり、パソコンルーム、職員室へと拡充されてきました。最近の異常気象から、一般教室への設置が望まれるところですが、学校間格差が広がらないように、学校事情を把握し、生徒や保護者、来訪者が頻繁に利用する特別教室への拡充を考えてみてはどうかと考えます。それは会議室であり、図書室であり、ミーティングルームというふうな、そこから、各学校の実情にあわせて入っていくということが望ましいのではないかと考えています。

以上、物的環境について感じたことを述べさせていただきました。

人的環境面で改善が急がれる点は、ご答弁にもありましたように、ALTの配置状況であると思います。一人体制が長引く中、中学校だけでなく、今現在、小学校への影響は大きなものがあります。2学期から新学期補充し、2名での運用になるというご答弁でしたが、さらに増員希望を出し、活発な運用をお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えさせていただきます。現時点では、平成32年度からの新学習指導要領の改訂に伴い、ALTを1名増員して、3名での運用に向けて検討をしてみたいと思っています。

〔佐藤啓史君入席〕

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） そのようにしていただければと思います。

それでは、小学校の教育課題についてですが、11月に実施した上野小統合アンケートからは、統合を肯定する声と同時に、行事やPTA活動の連携に不安を感じている保護者が約半数いるとのことでした。ここで大事なことは、結果が出ましたら、教育委員会が問題点を整理し、学校側と協議、改善に向けて、年度内中に具体的に動くことだと考えます。アフターケアが大事だと思います。このことから、勝浦中学校の統合アンケートは、学校評価と時期が重なりますが、7月に実施し、夏休み中に結果整理、2学期には改善に向けた話し合いができるよう計画してみたいでしょうか。これはご答弁は要りません。

郁文小の統合につきましては、4月以降の具体的な協議内容をお伺いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） 郁文小学校の統合に向けた経過協議内容についてお答えいたします。郁文小学校長からは、4月14日開催されましたPTA総会での統合合意の賛否についての採決が行われ、PTA17世帯中14世帯が出席、賛成13、反対1の結果となり、統合合意が確認されました。また、校長からは、採決時に涙を見せる保護者や、その表情から苦渋の決断であったと推察されるとの報告を受けました。郁文小学校は123年の歴史を持つ、地域にとっては、まさに、おらが学校であります。子どもたちのことを一番に考え、地域住民や保護者の気持ちに寄り添った統合ができるようにしてまいります。

3回のPTA役員との協議では、登下校の交通手段、放課後ルームの説明に加え、9月定例議会に上程したい理由及び議会で議決をいただき、10月から具体的な交流事業の計画策定や予

算要求について検討していきたい旨の説明をさせていただきました。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） これまで保護者からは、放課後ルーム対応希望というふうな声が上がってきいていましたが、先ほど市長からの答弁で、幼稚園への拡充ということで、見通しが立ったことを、大変よかったなあというふうに思います。

次に、外国語活動の教科化や、来年度から実施される道徳の評価等は、他の議員からも質問が出ているようですので、内容にかかわる再質問は省き、教職員研修の計画と実践をお願いするところです。

指導主事の配置につきましては、前向きなご答弁、ありがとうございます。新しい教育課題は山積しており、本市におきましては、小中学校だけではなく、幼保連携型認定こども園における教育課程の編成等につきましても、教育委員会に指導主事が存在していればいいなと思っていた次第です。いすみ市においては、2年前から指導主事が3名に増員されたということです。その配置効果は大変大きいと現場から喜ばれている声が、先日私の耳にも伝わってきました。新規採用教員には専門の指導者がつきますが、講師にはつきません。指導主事が各学校を月2回ほど訪問し、講師の指導にも活躍しているとのことを聞きました。かつて、勝浦市に派遣指導主事がいたころ、若い教員への助言と励ましをくださり、指導意欲を高めた人も大勢おりました。指導主事には経験豊かな退職教員の再任用でもよいのではないかなと考えます。新たな教育が導入されるこの時期に、指導主事の配置をぜひ実現されますようお願いいたします。

学校用務員の男女人数と年齢構成を、簡単をお願いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えいたします。学校用務員の男女の人数、年齢構成ですが、7名の学校用務員のうち、男性が2名、女性が5名です。男性は60代、70代がそれぞれ1名、女性は30代、40代、50代がそれぞれ1名、60代が2名、7名での平均年齢は56.4歳でございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 用務員さんが配置されて2カ月、既に退職者があったようですが、素早い後補充に感謝を申し上げます。平均年齢56歳、男性参画率3割。授業等で訪問した際、用務員さんとお会いでき、養護教諭や事務職員からも直接お声をいただきました。4時間という短い勤務時間ではありますが、全校配置された学校現場の喜びの声は、とても大きなものがありました。その声の一例をお伝えします。「昨年度まで、ぐあいが悪い子どもを保健室に置いて給食準備や後始末に取りかかるのは、私にとって大きなストレスとなっていました。毒物混入の事件以来、長い間、給食センター配送車やパン屋さんが来たときに、チャイムがなり、仕事をすぐに中断し、下に降りて鍵を開閉し対応、まだまだたくさんの仕事がありますが、この作業を学校用務員さんが担い、子どもへの後ろめたさからくるストレスから解放されました。今、本来の仕事に専念できるありがたさを深く感じています」との言葉でした。学校用務員導入のこの1年、女だから、男だからにとらわれず、任務を遂行できるよう、学期末には管理職が用務員と面接、話し合う機会を設けるなど、校長会等で促してほしいと考えます。

そして、もう一点、勝浦中学校は、生徒数308名、職員数31名、ここに用務員を複数配置する

ことはできないでしょうか。2名同じ時間帯の勤務にするのか、2名の勤務時間をずらし、朝から夕方まで学校に用務員がいる状態を保持するのか、この点についてはわかりませんが、検討の余地があるかどうか、最後にこれをお伺いして、終わりにしていきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えさせていただきます。今年度は、配置1年目でございます。先月末には、この2カ月の各学校での業務内容を調査させていただきました。子どもたちのために、学校の教職員、学校用務員が共同体となって、教育環境の充実に向けた取り組みを、教育委員会としても支援をしていきたいと考えております。今後も校長と意見交換をしまいたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） これをもって照川由美子議員の一般質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、佐藤啓史議員の質問を許します。佐藤啓史議員。

〔8番 佐藤啓史君登壇〕

○8番（佐藤啓史君） こんにちは。佐藤啓史でございます。平成29年6月定例議会、一般質問初日、3番手で登壇いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

今議会では、大きく2点について質問いたします。1つには、子どもの安全対策について、2つには文化財についてであります。

初めに、子どもの安全対策についてお聞きいたします。本年3月24日、小学校3年生の女の子で、ベトナム国籍のレ・ティ・ニャット・リンさんが、終業式に出席するため家を出た直後に行方不明になる事件が松戸市で発生しました。遺体やランドセルなどの発見現場から、土地勘のある者の犯行と見られていました。事件発生から約20日経過した4月14日午前、千葉県警は、千葉県松戸市に住む、自称不動産賃貸業、渋谷恭正容疑者46歳を、死体遺棄容疑で逮捕いたしました。殺人事件の犯人逮捕には、まさかあの人という衝撃はよくあることですが、今回のリンちゃん殺害事件では、まさかを通り越した衝撃が日本中を襲いました。何と容疑者である渋谷容疑者は、小学校の保護者会の会長を務め、リンちゃんたちの通学路の見守り活動を続けており、通学を見守る顔見知りの容疑者に声をかけられれば、誰だって危険だとは思わないでしょう。報道では、現在までに、渋谷容疑者は黙秘をしておりますが、容疑者の犯行とするなら、学校の保護者会長であり、毎日のように通学路を見守ってくれている容疑者を、リンちゃんは完全に信用していたと思いますし、リンちゃんを連れ去ることは容易なことであったと想像できます。

この事件は連日のようにテレビで報道されました。子どもたちは誰を信用すればいいのか、学校や親は子どもにどう教育し指導すればいいのか、多くの人が戸惑いを持っているのではないのでしょうか。この事件の容疑者逮捕には、容疑者の軽自動車から検出されたDNA型の一部が一致したこと、いわゆるDNA鑑定と、防犯カメラの映像が逮捕の証拠になるものとされています。リンさんが行方不明になった3月24日の午後1時ごろ、我孫子市方面に走る渋谷容疑者のものとみられる軽自動車を防犯カメラが捉えていたことであります。

私は今年度より、長男、長女が通う勝浦小学校の愛育会の役員になりました。いわゆるPT

Aであります。渋谷容疑者の保護者会とは、学校を支える地域住民と保護者がつくる組織で、PTAとは違うようではありますが、子どもを守る側である組織の一人として、また小学校に通う子どもの親として、今回の事件を対岸の火事として済ませることはできません。社会的弱者である子どもが被害に遭わないようにすることが、大人の、行政の、政治家の務めではありませんか。

そこで、子どもの安全対策のうち、1つ目として、防犯カメラについて質問をいたします。松戸市の事件でも、防犯カメラの映像が容疑者逮捕の一因となったことは紛れもない事実であります。防犯カメラが設置されていることは、事件発生の際の有力な情報となる一方で、犯罪抑止のための効果もあります。勝浦市では、商店街、市、防犯組合で防犯カメラの設置が市内で進められておりますが、1つとして、防犯カメラ設置の設置状況と、今後の設置計画についてお聞きいたします。

2つには、通学路上の防犯カメラの設置状況をお聞きいたします。勝浦小学校では、登校時には、バス通学の場合、学校の下で下車し、登校していますので問題ありません。また、徒歩通学の場合にも、児童の集団登校で登校し、天理教交差点など、危険な箇所には保護者やボランティアの方が児童の登校を見守ってくれております。このように、登下校のうち、登校の際には集団登校であり大人の見守りがありますが、下校となると大人の見守りがない場合があります。特に秋から冬になると日が暮れるのが早くなり、高学年の児童が下校する際にはあたりは暗くなり、不審者はもちろん、交通事故の危険性も増大いたします。そこで、通学路上の防犯カメラの設置状況についてお聞きいたします。

次に、ドライブレコーダーについてお聞きします。ドライブレコーダーは動く防犯カメラと言われております。松戸市では、リンさんの事件の捜査でも効果があつたとされるドライブレコーダーを、松戸市公用車231台と防犯協会などが所有する巡回車、いわゆる青パト18台に早急に配備することと報道されています。また、6月1日の読売新聞の報道では、香取市でも、防犯対策として、全ての公用車にドライブレコーダーを設置するための予算を6月補正に計上されたとのこととあります。

私は2年前の平成27年9月議会の一般質問で、防犯対策や交通事故防止の観点から、市公用車へのドライブレコーダーの設置を提案いたしました。市長からは、防犯等の観点から有効であると考えるが、今のところ設置の考えはないとの答弁がありました。しかしながら、松戸市の事件を踏まえ、子どもの安全対策の観点からも、再度の提案をするものでありますが、再度市の見解をお聞きいたします。

あわせて、防犯パトロール実施中のマグネットシールの張りつけの提案もいたします。

3点目には、学校、幼稚園、保育所及び放課後ルームでの防犯対策についてお聞きします。学校、幼稚園、保育所及び放課後ルームは、子どもたちの学びの場であり、遊びの場でもあります。2001年（平成13年）6月8日に、大阪府池田市の大阪教育大学附属池田小学校で発生した小学生無差別殺傷事件、いわゆる池田小学校無差別殺傷事件をお忘れの方はいないと思います。この事件をきっかけに、学校、幼稚園、保育所などの児童・生徒・幼児が利用される教育関連施設にも警察官立寄所の看板が張りつけられ、学校にも部外者の学校施設内への立ち入りを厳しく規制したり、警備体制を強化するなどの方策を主張する声も増えました。また、児童に防犯ブザーを携帯させる学校が増加したほか、保育士や学校の教職員が防犯や心肺蘇生を学ぶよ

うになりました。

この事件をきっかけに、日本の学校が、それまでの地域に開かれた学校から、安全対策重視の閉ざされた学校に方針転換するきっかけとなりました。それまで小学校は地域のコミュニティーに重要な役割を果たし、校庭は子どもたちの遊び場にもなっていました。この事件後、学校に監視カメラを設置したり、部外者の立ち入りを原則禁止したりする傾向が強まるとともに、小学校などの学校への警備員配置、集団登校時に保護者や地域のボランティアによる見守りも行われるようになりました。また、小学校においては、児童の名札を廃止したり、あるいは校内のみの着用に限定したりする学校が増えるようになりました。ちょっと古い話ではありますが、平成18年9月議会の一般質問で、登下校時に名札をつけていることで児童個人を特定できることから、回転式名札の導入を提案させていただいたこともございます。いずれにいたしましても、犯罪者や不審者から子どもたちを守るための対策、安全対策に万全を期す必要があると思います。

そこで、学校、幼稚園、保育所及び放課後ルームでの防犯対策について、これまでの取り組みはされているか、また、不審者対応の訓練実施が必要であると考えますが、市の見解をお聞きいたします。

次に、文化財についてお聞きいたします。文化財とは、1つに、広義の意味として、人類の文化的活動によって生み出された有形・無形の文化的所産のこと、いわゆる文化遺産、2つに、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約、文化財不法輸出入等禁止条約、文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律などの条約及び法令において規定されている文化財、3つに、日本の文化財保護法第2条及び日本の地方公共団体の文化財保護条例において規定されている文化財のことと明記されておりますが、今回は一般的な解釈としての文化財、文化財保護法及び地方公共団体の文化財保護条例において規定されている文化財として質問をいたします。

文化庁のホームページでは、「文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産であります。このため国は、文化財保護法に基づき、重要なものを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録し、現状変更や輸出などについて一定の制限を課す一方、保存修理や防災施設の設置、史跡等の公有化等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っています。また、文化財の公開施設の整備に対し補助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ったりするなど、文化財の活用のための措置も講じています。さらに、我が国を代表する文化遺産の中から顕著な普遍的価値を有するものをユネスコに推薦し、世界文化遺産への登録を推進しています」とあります。

勝浦市文化財の保護に関する条例では、目的の第1条に、「文化財保護法、千葉県文化財保護条例の規定による指定を受けた以外の文化財で、市の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を定める」とあります。私も勝浦市内に存する文化財を適切に保存するとともに、有効に活用することが今後重要になってくるものであると考えます。そこで、何点かお聞きいたします。

1つには、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、天然記念物等、国、県、市指定の文化財の数をお聞きいたします。

2つには、勝浦市文化財の保護に関する条例に基づき設置されている、文化財審議会の活動

内容についてお聞きいたします。

3つには、市指定文化財の指定の根拠についてお聞きいたします。

4つには、文化財は、我が国、我が県、我が市の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた国民的、県民的、市民的財産であります。この財産を適切に保全、保護し、場合によっては修理等管理していくことは、市の務めであると考えます。そこで、文化財の保全、保護、管理状況と、保全、保護のための支援策について、市の見解をお聞きいたします。

5つには、文化財の活用策についてお聞きします。今年度からの勝浦市総合計画後期基本計画第4節次代を担う人と文化を育むまちづくりの3番目、伝統文化の保存と芸術文化の振興では、本市には国、県、市が指定する文化財が相当数あり、適切な保存がされている。また、新たな文化財の発見もあり、文化財に対する市民の関心は高まりつつあるとしています。施策の展開としては、文化財の適切な保存と新たな発見に務める一方で、文化財の見学会の開催により、市民の文化財に対する関心を高めるとともに、観光資源として有効に活用します、とあります。そこで、文化財の観光資源としての活用や、見学会の実施など、文化財の活用策についてお聞きいたします。

6つには、文化財に対する市民の関心を高めることや、児童・生徒への教育について、市の見解をお聞きします。市にある文化財をしっかりと継承していくことが重要であります。そのためにも、児童・生徒への文化財に対する教育は欠かせないものと考えます。同時に、郷土の歴史や伝統文化を勉強することで、郷土への誇りと愛着を共有できるものと考えます。みずから生まれたまちを、みずから育ったまちに、勝浦市に誇りを持つことが、これからの国際化社会を生きていく上で大きなバックボーンになると思いますが、市の見解をお聞きいたします。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの佐藤議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、子どもの安全対策について申し上げます。

1点目の防犯カメラについてでございますが、平成28年度末の防犯カメラの設置状況は、市全体で25カ所であります。その内訳は、勝浦市防犯組合による設置が10カ所、市による設置が7カ所、勝浦中央商店会が設置をし、防犯組合が運用しているものが8カ所でございます。防犯組合及び市で設置した場所を言いますと、JRの各駅前が4カ所、駅入り口墨名交差点、千葉銀行付近の墨名交差点、勝浦漁協前、商工会館前、松野交差点、墨名市営駐車場、出水市営駐車場2カ所、勝浦小歩道トンネル3カ所、潮風公園、部原簡易パーキングの計17カ所であります。また、勝浦中央商店会が設置した場所は、銚子信用金庫前、しぎ商店前、朝市四つ角、図書館入り口交差点、山五鮮魚店前、京葉銀行前、日方商店前、丸一建設駐車場前の計8カ所であります。

今後の設置計画につきましてでございますが、平成29年度は、上植野の西原交差点及び市野郷交差点、中学校の統合により勝浦中学校入り口2カ所及び墨名市営駐車場のトイレ付近の計5カ所への設置を予定しております。

なお、防犯カメラの設置場所につきましては、児童・生徒への犯罪抑止に有効な場所や、犯

人が市外へ逃走する経路などを勝浦警察署と協議をし、計画的に実施しておりますが、先ほどお話ありましたように、松戸市の女兒殺害事件などを考慮し、翌年度からは、保育所、小学校に優先して設置してまいりたいと考えています。

また、通学路上の防犯カメラの設置状況につきましては、先ほど述べた全体の設置状況のうち、ＪＲ各駅前４カ所、駅入り口墨名交差点、千葉銀行付近墨名交差点、勝浦漁協前、商工会館前、銚子信用金庫前、しぎ商店前、朝市四つ角、図書館入り口交差点、山五鮮魚店前、京葉銀行前、日方商店前、丸一建設駐車場前、松野交差点、墨名市営駐車場、勝浦小学校歩道トンネル３カ所、部原簡易パーキングの計２２カ所であります。

２点目の市の公用車へのドライブレコーダーの設置についてであります。ドライブレコーダーを設置する大きなメリットは、犯罪抑止もあるのかもしれませんが、犯罪抑止ではなくて、主に事故を起こしたときの映像を保険会社や警察に資料として提出することにより、事後処理をスムーズにすることです。今回の松戸市の女兒殺害事件の捜査にドライブレコーダーの効果があったということは認識しておりますけれども、市としては犯罪抑止につながる防犯カメラの設置に重点を置くべきと考えます。

また、「防犯パトロール実施中」のマグネットシールの張りつけについても、犯罪抑止上、有効であると考えますので、今後、業務上支障のない公用車に張りつけ、犯罪抑止に努めてまいりたいと考えます。

３点目の学校、幼稚園、保育所等の防犯対策についてであります。学校と幼稚園につきましては、不審者対応の避難訓練を年に１度実施しております。保育所、放課後ルームにつきましては、関係者以外の進入を抑止するため、登園、降園時以外の時間帯については、入り口の門扉を閉鎖し、玄関扉などに施錠するなど、不審者の侵入抑止に取り組んでおります。

また、不審者対応の訓練実施の必要性についてであります。学校、幼稚園につきましては、現在の取り組みを継続して防犯に備えたいと考えます。

保育所、放課後ルームにつきましては、職員の多くが女性という状況等を踏まえた防御方法や訓練、あるいは危険を察知した場合は直ちに避難する必要がありますので、事例研究や警察等と相談するなど、最善の方法を検討したいと考えます。

以上で、佐藤議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

なお、教育問題につきましては、教育長から答弁がございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、藤平教育長。

〔教育長 藤平益貴君登壇〕

○教育長（藤平益貴君） ただいまの佐藤議員の一般質問に対しお答えします。

文化財について申し上げます。

１点目の国、県、市指定の文化財の数についてであります。国指定は１２件で、内訳は、国天然記念物が１件、国登録有形文化財が１１件であります。県指定は８件で、内訳は、県有形文化財が３件、県史跡が１件、県無形民俗文化財が１件、県天然記念物が３件であります。市指定は２２件で、内訳は、市有形文化財が１９件、市史跡が１件、市天然記念物が２件であります。

２点目の文化財審議会の活動内容であります。「文化財の保存及び活用」に関する教育委員会の諮問に対し、必要な調査研究を行い、意見を具申するものであります。具体的には、文化財の所在情報の収集、市指定文化財の登録対象の選定、市民から持ち込まれた古文書類の内容

確認等であります。

3点目の市指定文化財の指定の根拠についてであります。市の区域内にある文化財のうち、教育委員会が有識者の意見などを参考に、その価値が高いと思われるものを文化財審議会に諮問し、答申を受け、指定しております。

4点目の文化財の保全、保護、管理状況と、保全、保護のための支援策についてであります。指定文化財については、「勝浦市文化財の保護に関する条例」等に基づき、それぞれの所有者が管理しており、必要に応じて審議会委員による指導、助言や、管理に関する経費に対して市が補助金を交付するなどの支援を行っております。

5点目の文化財の活用策についてであります。市の観光パンフレット等への紹介や、ビッグひな祭りにおける勝浦3町の祭り屋台の披露などを行っているところであります。

6点目の文化財に対する市民の関心を高めることや児童・生徒への教育についてであります。市内の文化財等をめぐる「歴史探訪」としてのハイキングコースなどを市のホームページに掲載するとともに、文化財を解説しながら回る「市民歴史散歩」などを実施しております。さらに、平成26年度に発行した勝浦市史の要約版で、市の歴史や文化財などをわかりやすく紹介し、市民に販売するとともに、中学校の副読本、小学校の図書室の蔵書として活用していただいております。

以上で、佐藤議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 市長、教育長からご答弁をいただきました。それに対して再質問させていただきます。

まず、子どもの安全対策についてであります。今回の松戸市の事件があったということもあります。今回、防犯カメラについて質問するわけでもありますけれども、先ほど市長がご答弁された勝浦小学校歩道トンネル3カ所、平成26年12月議会の本会議の質疑で私が当時要望させていただいたら、たしか、齋藤財政課長が生活環境課長で対応していただいたんだと思うんですが、その後、長田課長になって、すぐつけていただいた。実は、このお話をしたときに、私の姪っ子が当時小学校6年生で、冬場なんですけれども、歩道トンネルで不審者に追いかけられたというのがきっかけだったんです。私、家に帰りましたら、おまわりさんがいるわけです。何したんだということで、いや、こういうわけで、こうだということで、たまたま時期が12月議会の前だったというのもあって、議会の中でお願いして取りつけていただきました。

先日、6月1日に、勝浦小学校の愛育会の役員会がありました。愛育会というのは、PTAの別称で勝浦小学校の場合は愛育会というのがずうっと定着しているようで、同僚議員であります土屋議員が歴代の会長をやられているんですけれども、相当古い時代から愛育会という呼び名をされているので、いまだに愛育会と言っているんですが、愛育会の役員会がありました。校長先生と教頭先生と、それから愛育会の全役員が出席した中での役員会があって、学校行事の話ですとか、いろいろされている中で、やはり今回の話をしたんです。そしたら校長先生のほうから、例の歩道トンネルの中で、小学校高学年の5年生、6年生の児童が、すれ違いざまに、かしゅっという、携帯のシャッターを押す音がする、私は撮られているんじゃないかというような、恐怖感をあおられる、まして、あの歩道トンネルの中でということで、そういう話もありましたし、校長先生の中には、出水、墨名、学校の入り口、3カ所にカメラをつけてい

ただいて非常に助かりますというような話もありましたし、役員会の中でいろいろ話がありました。

校長先生が言っていたのは、防犯カメラ設置してくださいね、どんどんやってくださいというのは言っていました。また、勝浦小の校長先生の話ですけれども、勝浦小に限って、多分ほかの学校の校長じゃないから、ほかはわからないと思いますけど、勝浦市においては、ボランティアの方とか保護者の方とかが一生懸命、朝も見守ってくれるし、防犯パトロールもいろいろしてくれるし、勝浦市は非常にいいですというふうにおっしゃっていました。そうですか、そういうことだったらいいですねという話もしたんです。

昨年ですけれども、話飛びますね、2016年11月14日、千葉県危機管理課より船橋市に対し、11日、県内在住者を含む複数の個人の殺害、県内複数の施設の爆破、サリンの散布の犯行予告メールが届き、犯行予告日は11月16日で、不審者や不審物を発見した場合は警察へご連絡くださいとの連絡が、フェアキャストで市内の親御さんたちに回ったんです。これは昨年の11月の話です。また、同年、また11月8日なんですけど、県の危機管理課より、県内全域のどこかの店に、菓子に毒を入れて169個仕掛けたとの連絡が、やはりフェアキャストで連絡があったんです。今はフェアキャストがあるので、保育園にしても、幼稚園にしても、学校にしても、すぐ連絡が回るんです。連絡が回るんですけれども、これ、どう見てもいたずらだろうというような情報もあれば、真っ正直な人間というか、人を疑わない人は、あっ、これは大変だとなるような親御さんもあると思うんです。県の危機管理課からこういった情報が寄せられてフェアキャストで回すということは、もちろん校長先生の判断等でやと思うんですけれども、県のほうともしっかり連絡して、こういう情報があったから各市町村に情報を伝えて終わりというだけでは、心配な親はあれだし、僕なんかは、これはどう見てもいたずらだろうと思ったりするんですけれども、子どもの命がかかることなので、その辺の対応というものを、県としっかりとやっていただきたいということもお話をさせていただきたいと思います。

防犯カメラの設置計画、今、市長のほうから25台、商店街で8、市防犯組合で合わせて17の25、市長は勝浦市防犯組合の組合長、私は副組合長という立場で、2年間一緒に防犯組合をやらせていただきまして、今年度5カ所増設するということで、西原と、市野郷と、勝中の表、裏の坂という話がありました。先ほどの市長の答弁から聞くと、今回の松戸市の事件を踏まえて、そういった教育施設や子どもの施設を優先的にという、非常に柔軟な発想で優先をすることなんですけど、そもそも、この防犯カメラを設置する上で、今後、随時計画をしていくんだと思いますが、この判断を、もちろん警察と市と、市民からの要望、また区長たちからも要望が出ると思います。勝浦小の愛育会でも、各親御さんに、交通事故で危険な場所とか、不審者が出るような場所についてというのを、アンケート用紙みたいなのが配られて、それを回収するんですけれども、そういった声も踏まえていろいろ計画していくかと思いますが、そもそも、その計画をする上で、どのような手順で進められて、どのような形で決定していくのか、それについてご答弁いただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えいたします。防犯カメラの設置につきましては、勝浦警察署生活安全課と市のほうと協議をしまして決定していくということでございます。これにつきましては防犯組合が管理運営をしていますので、防犯組合の経費の中で行うということでござい

まして、先ほどの松戸の事件等々ございますので、それも警察のほうと協議をしまして、重点的なところ、小中学校、保育所、また中学校ということで、優先的にそれをするということで、実施していくということで考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） わかりました。また、こういうところに必要じゃないかという声があったときに、またそういったものがあつたら私もまたお話をさせていただきますが、今、生活環境課長の答弁を聞いて、警察等踏まえてということで、わかりました。

それで、防犯組合というのが出てきました。市から防犯組合に対する補助金というのが、そんなに多額じゃない金額が、六十何万円だったと思いますけれども、出ているんですけれども、防犯カメラは防犯組合で管理していくということになると、これからどんどん増えていくと、防犯組合に対する補助金も増やしていかなきゃいけない。もちろんカメラのランニングコストというのがかかってくる。SDカードだったり、電気代もあるんですけれども、そういったことで防犯カメラ1台当たりのランニングコスト、どの程度かかっているのかというものについてご答弁いただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えいたします。防犯カメラのランニングコストということでございますので、おおむね電気代でございます。これにつきましては、一月平均で470円、約500円、年間で6,000円というところでございます。SDカードにつきましては2枚、交換で買っていますけれども、これについては、1枚おおよそ3,600円、両方で7,200円、これはランニングコストということではないと思いますので、電気代ということで6,000円ということで増やさせていただきます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 今、ランニングコストと聞いたので、カメラ本体の値段は聞いていないから、カメラ本体は最初にかかるものですから、当然年数たっていけば更新していかなきゃいけないと思いますが、年間6,000円で1台維持できるということは、案外安いんだなというふうに皆さん思われたと思いますので、市長、ドライブレコーダーより防犯カメラということで、安いランニングコストですから、充実していただいて、充実することが市民の安全につながるということで、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

ドライブレコーダーについて、答弁、もう言われちゃったからいいです。考え方が、防犯カメラを優先するという答弁をいただいたので、私はそれ以上聞いてもしようがないので、また時期が来たら聞くかもしれませんが、とりあえず、わかりました。

マグネットシールについては、利用上必要なもの、例えば、税だとか、福祉関係で、そういうところに行く車に防犯実施中というのはちょっといかなだろうということで、そういったものじゃないものについては進めていくというご答弁ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、一つ、要望といいますか、検討材料としてあげていただきたいんですが、例えば不審者の出没というのがあるとします。これを、防災無線で、いついつ出ましたというものができるかどうかという話なんですね。これ僕、通告してないから、防災無線をこういうものに使っていく必要もあるだろう。というのは、全市的にどこどこで不審者が出たというのを市民が

知ることになりますから、こういうこと。また、6月補正で今回上がってきている防災アプリ600万円、こういうのにも、不審者情報を流していく必要があると思うんです。これは来週の補正予算でもう一回聞きますので、答弁いいです、一つの提案とします。

もう一つ、先ほどの勝浦小の歩道トンネルですけれども、昨日、僕も、もう一度見てきました。そしたら、都市建設課長、1カ所、球が切れているんです。入り口に、つるが伸びちゃって、すごいんですね。前回、何年か前、3年前ですか、墨名の区長に話をしたら、墨名区でやるよという話もあったんですけど、つるが相当伸びちゃっているんで、あれは県のほうだと思しますので、ご承知していただきたいと思います。

もう一つ、ご提案といいますか、ドライブレコーダーは設置しないことはいいんですが、例えば郵便局とか、宅急便とか、宅配便とか、お仕事で市内をずうっと走る車があります。そういったところでもドライブレコーダーを積載しているような車両があったりする場合、例えば郵便局とか宅急便と連携をするとか、そういうような形で、市と連携しながらやっていますよというようなことも必要じゃないか。市の公用車というと大体ウィークデーの日中なんですけれども、郵便局だとか宅急便というのは、日中、土日、夜間も動いている車なので、そういったところとも連携したらどうか、一応これは要望、考えていただきたいというような形で、終わります。

次、施設での対応です。学校、幼稚園、保育所、放課後ルームの不審者対応、あるいは訓練実施状況ということですが、私は、これまでにないと思っているんですが、これまで、いわゆる不審者というような方の侵入はあったのかということを、さかのぼって何年ということではないんですが、ここ数年で構わないと思いますが、そういったものがあったかどうか、市のほうにそういう声が届いているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 質問の途中でありますが、午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。学校、保育所等への不審者の侵入についてでございますが、ここ四、五年のデータというお答えになりますけれども、特に不審者の侵入があったことについては報告を受けておりません。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 承知しました。ないことが一番なんですが、私、古い記憶をたどると、10年ほど前だったと思いますが、当時のある議員が、刺股の話をして、どうだという話をしたのが記憶にあるんですけども、市長の答弁ありましたとおり、学校に関しては男性の教員がいるんですけども、幼稚園もそうですけれども、放課後ルームとか保育所というのは、勝浦市に限って言えば、全員女性の職員になります。この女性の保育士に、支援員に対応しろといっても、なかなか大変危険なことです。まずは避難をさせるということを優先、もう一つは、やはり市長がおっしゃったとおり、入り口にカメラを設置して抑止するというようなことを優先してやっていただきたい。あわせて訓練も年に1回、2回の実施をしていくということで対

応していただきたいと思います。

それから、これ、どうしても聞かなきゃいけないので聞きます。今回の松戸市の事件を踏まえて、勝浦市育委員会として、この事件を受けて、学校に対して、教育委員会としてどのような対応をされたかについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） それでは、お答えをさせていただきます。教育委員会といたしましては、4月当初の市内校長会議におきまして、児童・生徒の登下校の交通安全、不審者対応の対策、指導を行いました。また、6月5日付で、交通安全、不審者対策の具体的な取り組みについて通知をいたしました。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 承知しました。これは要望しておきます。特に小学生の子どもに対して、防犯ブザーであるとか、防犯ベルとかいうものを必ず身につけるような形にする。また、知らない人に声をかけられたら、絶対に対応しないということを徹底して行っていただきたいということを、再度お願いをしておきます。

時間がないので、次の文化財の質問をします。今回なぜ文化財を質問しようかと思ったかを若干話しますが、10年前になんでも鑑定団は勝浦に来ましたけれども、せんだってのなんでも鑑定団で、SGT美術館の館長さんのものが、すごい高値がついた。それから、市長、これは市民の方から言われたんですが、勝浦小学校に昔の「勝浦學校」と書いた看板というか、あるんだというんです。それが今どうなっているか調べてくれと言われました。勝浦小学校へ行ったら、今それは実際会議室に置いてあるんですが、昔書いたから右から書いてあるんです。勝浦学校の「学」は昔の「學」です。書いたのは、「岩村通俊」と書いてあるんです。従二位、岩村通俊ですね。この岩村通俊さんが一体何者なのかということを調べました。当時、課長にもお話ししたんだけど、井上係長がいて、井上君、これ調べようよ、岩村通俊さんって何者なんだって調べたら、土佐藩出身で、初代北海道長官、桂太郎内閣で農商務大臣をやられた方なんです。当時の土佐藩ですから、坂本龍馬や、もちろん武市半平太、武市瑞山、岡田以蔵と一緒に剣を学んだというような人らしいんですね。何で土佐藩出身の岩村通俊が勝浦學校って書いたのか、この謎に行き着いたわけです。

こういったものが、もしかしたら市内の学校にいろいろ埋まっているんじゃないか。閉校しちゃう学校が増えてくるんだけど、もう一度そういったものを総点検する必要があるんじゃないか。当時の勝浦小学校の教頭先生に話を聞いたんです。そうしたら、市長、上瀑小には、勝安房、勝海舟が書いた書があったというんです。それ今どうなっていますかと言ったら、中央博物館大多喜城分館に今保管されているというんですね。そういうのもあって、勝浦にも、そういった文化財、掘り起こしていくと、いろいろ出てくるんじゃないかというのがあって、今回質問したんです。

自分、中谷ですけども、中谷に大杉というのがあるんです。中谷神社、今、飯綱神社と合祀してあるんですが、その神社が鬼門の方向を向いているんです。神社は普通、鬼門を向かないんです。北を向かないんです。何で飯綱神社は鬼門の位置に建っているかというと、勝浦城から見て鬼門の位置にあるんです。勝浦城の守りとして植村土佐守が建てた神社と言われているんです。そこに2本大きな杉が立っているんです。その大杉というのが、植村土佐守が植え

たと言われている大杉で、普通に考えて大体樹齢500年の大杉なんですけど、上野の寂光寺もあったりするんですが、高照寺のイチョウもそうですけれども、そういった日の当たっていない文化財、史跡等々あると思うんです。

そういうのも含めて今回質問するんですが、県民の日に、今度、鶴原の大名行列、千葉に行きますね。去年、市民の中で随分広まったのは、文化財というか、民俗文化財になるかと思いますが、東京オリンピックの開会式で新官の神輿が行くんじゃないかという話が広まりましたよね、そういったものもあるし、もう一度、勝浦の民俗芸能から郷土資料、いろいろ洗い直して、市長が言った郷土資料館という話も具体化出てきている中で、ちゃんと保全管理して後世に伝えていきましょうよ、子どもたちにちゃんと教育しましょうよというのが今回の質問にあります。

それで再質問していきます。教育長から答弁いただきましたが、勝浦市に今ある国、県、市の文化財、数を言われました。言われただけなので、詳しくといいますか、内訳をもう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。指定文化財の代表的なものを申し上げます。国の天然記念物としてミヤコタナゴ、市内の数カ所の河川に生息が確認されております。国の登録有形文化財として旅館松の家、上野腰古井の吉野酒造の店舗兼主屋であるとか酒蔵、煙突等、もろもろ10件程度、また、県の無形民俗文化財として鶴原の大名行列、県の天然記念物として高照寺の乳イチョウ、鶴原八坂神社の自然林、市の有形文化財としては、嶋村俊表、俊正らの彫刻で有名な勝浦区の三町の祭屋台、波の伊八の彫刻で有名な覚翁寺本堂の欄間、江戸後期の代表的な建物と言われている興津妙覚寺の山門、江戸初期に、当時の植村藩主、植村土佐守泰勝から寄進された36本の紀州産うばめ榎の円柱が基礎となっている新戸の長慶寺というのがあります。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 国、県、市の代表的なもののご説明ありました。ミヤコタナゴが出てきました。ミヤコタナゴも、ここ数年見ないんですけれども、ちょっと昔には、どう見ても密猟かなというような人もいたりしたこともあったんです。これは生存している場所がわかってはいけないというのもありますし、慎重に取り扱っていただきたいということで、次の文化財審議会についてお聞きします。

先ほど教育委員会のほうから文化財のほうに、諮問というか、諮って、文化財審議会で答申して登録されるというような手順になっていますが、勝浦市の文化財条例を読みますと、定数は10名以内となっています。この文化財の開催する要件ですとか、委員の数、現在10人中何名いらっしゃるか、また、委員の構成、どういった方がなっていて、どういった専門分野を持っているのか等について、文化財審議会の活動内容について、再質問いたします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。文化財審議会委員の現在の人数については、5名であります。構成5人の方の、専門であるとか、どういった方かということでありますけれども、1人としては、大学の教授で、勝浦市史の執筆に加わった方、専門は中世史の方、また、水産加工業者で、長年屋台や彫刻の研究をされて、本などを執筆されている方、専門は中世史

であります。また、刀匠、刀鍛冶で、元古文書研究会の会員の方、専門は近世であります。また、元会社員で、長年神社の歴史を調査研究されている方、専門は近世であります。最後に、元博物館の職員で、勝浦市史を初め勝浦の歴史に関する本の執筆に加わっている方で、専門は古代史であります。以上5名の構成で、基本的には年間1回の会議をやっております。文化財の指定の審議などがある場合には、必要に応じて開催をするというところであります。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） わかりました。現在5名ということでございます。そうしたら、最近、ここ最新でも構いませんけれども、文化財として登録されたもの、また、文化財審議会に対して、却下、登録に値しないというようなものがあつたかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。最近の市の指定した例としては、平成24年9月に、植村泰忠、初代の藩主の判物、また、平成21年に、恵比寿像・大黒像及び台座のセット、また、先ほど申し上げました吉野酒造の主屋、酒蔵等10件については平成20年に指定をしています。

それと、文化財の指定諮問に対して却下した例ということでもありますけれども、最近私ども把握している中では、串浜の恵日寺というお寺がございますけれども、そこで保管をされている里見義頼の朱印状というのがあります。時代としては植村土佐守泰忠が勝浦に移ってきた数年前のころでありますけれども、上総の国一帯を治めた武将の朱印状でありまして、勝浦市内に唯一存在する里見氏の関連資料ということですので、非常に貴重なものということでもありますけれども、この朱印状の内容が、この地域のものではなく、ほとんど市原地域のものになっている等々の理由によりまして、勝浦市の指定文化財とすることについては保留にしたという件がございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） わかりました。もしかすると、そういった古文書もそうですけれども、また今後も出てくることもあります。5名の委員、専門分野を持っている方がいらっしゃいますが、この文化財を守っていく、次の、保護、保全のために、市の条例の中では予算の範囲内で支援することができるとなっておりますけれども、個人の所有権、所有されている方が、もう管理できないよとなったとき、今後出てくることもあると思います。時間がないので、そういったことがあつたときのために、しっかりとまた対応していただきたいということをお話しさせてもらって、今後の文化財の活用策についてお聞きしますが、観光資源として活用するという方法があります。一方で、何が一番大事かといったら、しっかりと保全、保護、管理していくことがまず第一で、その次に活用するということだと思います。国会でも、ある大臣が、学芸員という発言がありましたけれども、また、心ない方が、日本の神社仏閣に対して、変な液体を投げたりとか、そういう報道もある中で、これは相反することなんです。地域資源として活用するのはもっともなんだけれども、もっと大事なことは、しっかりと保全、管理していくことが大事であって、管理がされている状況の中で活用していかなくちゃいけないということだったと思います。

同時に、勝浦市の文化財、今後やっていく上でもっと大事なことは、人材の育成だと思います。

す。市役所の職員に専門の人間を入れろということでもないんですけれども、文化財に対して造詣のある人間をしっかり育成して、しっかりと保全、保護して、将来に継いでいくということが必要だと思うんですが、これは最後に市長に質問する前に、副市長に、文化財の人材育成について、私、今回初めて提案するんですが、副市長としてどのように思われるか、文化財を守っていくための人材育成が必要だと思うんですが、それについて副市長のご意見をいただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。議員ご指摘のように、文化財の保全管理に関する事務、これは市の職員というご質問だと思いますけれども、現在、市の職員では、そういった専門職はおりません。ただ、今の市の文化財の数等からいって、果たして市の職員でそういう資格のある職員を採用して管理するところまではいっていないのかなと思います。ただ、貴重なものがありますので、これにつきましては、職員以外にも、嘱託とか、そういった採用で、そういう資格のある方について管理していただくことも可能ですので、それにつきましては今後、他市の状況等を勘案しながら、研究してみたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） さすが副市長、突然の質問で、ちゃんと対応してくれました。前任の井上係長はすごかったですね。レーダー基地とか一生懸命やられて、いろいろな資料を集めたりして、また戻せということじゃないですよ。ああいう方が何人かいると非常に頼もしいなとは思いますが、そういった造詣が深い人が、市役所の職員じゃなくてもいいんですけれども、そういう方がどんどんいればいいなということでもあります。

児童・生徒への教育も含めてそうなんですが、文化財、いわゆる有形、無形、民俗、文化、いろいろあります。先ほど言った鶴原の大名行列もそうですし、松野や杉戸でやっているお神楽もそうですし、もっと言えば自然景観も入ってくると思うんですが、将来にわたって子どもたちのために、さらにその先までしっかりと受け継いでいくことが必要だということで、最後、今回は6分残しました。防犯対策と文化財について、文化財も市長は造詣深いですから、最後、一言いっていただいて終わりにしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 文化財のほうからお話しさせていただきます。私はそんなに造詣深いわけじゃないんですけれども、文化財という価値のあるものと、それから、勝浦には貴重な郷土の資料があります。文化財ではなくても、資料があります。私、前から郷土資料館をつくろうよというふうにいろいろ言っているんですけれども、頭の中では大体こちら辺につくりたいというのが、少し漠然とあるんですけれども、今、例えば、先ほど井上係長の話が出ていましたけれども、井上君は昔の勝浦の写真をいっぱい持っているんです。これは今どこにあるんだ。よく、昔、地図を見ると、岩切通りなんていうのがあって、もちろん、覚翁寺の前の通り、昔の川津のほうに、向こうの水揚げがあると、あの岩切道路を通過して水揚げがこっちに来た。あの岩切通りには、旅館だとか、料亭だとか、いろいろ昔あったというふうに聞いております。でも、市民の人たちは意外と知らない。そういうのが写真に若干残っているんです。私は、そういうような写真が今どこなのか、そういうようなものの対比をしながら資料としてきちっと残して、それを私は郷土資料室に保存する。また、それを映像化しながら、昔はこうだったけど、勝浦

の今昔がわかるようなもの、市民の今の若い人たちもそういうのは知らない。それから、大正時代に理想郷で、陸軍大臣から、大蔵大臣から、内務大臣から、新橋芸者を呼んで、あの理想郷でテントを張って、どんちゃん騒ぎをやった。いわゆる鶴原館のオーナーがいろいろ招いてやった。こういうことも意外と皆さん知らないです。私は、貴重な価値のある文化財の保存もちろんやる必要がありますけれども、郷土資料は、各家庭にいろいろ眠っている。これがだんだん散逸する時期なんです。早く郷土資料館をつくって、そういうものをあげてもらって、それをきちっと保存できたらなというふうに思います。

そういうことで、私は、文化財を初め、勝浦の歴史が残る、また勝浦の昔の、さっき言った朱印状だとかいろいろなものもあると思います。また、植村土佐守のいろいろなのがあるけれども、こういうものがもっとわかりやすい、また、市民の目につけるように、そういうものをつくりたい。それにはびしっとした施設をつくる必要があるだろうというふうに思います。私は前から、若潮高校の校舎を使ってという話がありましたけれども、資料を保存するには、それなりの資料館という一つ手当てをきちっとしないと、ただ建物があるだけじゃなくて、例えば場合によっては温度管理も必要でしょうし、湿度管理も必要でしょうし、または防犯的なものも必要でしょうし、だから、そういうもので今どこがいいのかなというのを考えているところであります。

それから、先ほどの子どもの防犯、いわゆる松戸の女儿誘拐、リンちゃんの、ああいうような事件というのはまさに悲劇的で、最近はまだ毎日のようにマスコミに取り上げられ、ほんとに今暗い時代になっているのかなというふうに思います。けども、そう言っていてもしようがないので、本当は、防犯カメラなんかやらなくたって、子どもたちが元気に楽しく通えるというのが理想だと思いますけれども、けど、どこで何があるかわからないということで、ある程度防犯カメラを重点的にこれからどんどん整備していきたい。

防犯カメラも、最初は、民間の、市内の企業から数百万円寄付をいただいたんです。これが防犯カメラのスタートであります。これは警察が中心になってやりました。私は、それも一つのやり方だし、我々は税金でその手当てをするのも必要でし、また、市民の意識を喚起する意味においては、民間企業からも寄付を募る。これも私は非常にいいことではないかというふうに思っております。

とにかく、子どもたちの安全、安心は絶対喫緊の課題でありますので、これについてはこれからも全力で取り組まなければならないというふうに思っております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） これをもって佐藤啓史議員の一般質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、藤本治議員の登壇を許します。藤本治議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 日本共産党の藤本治でございます。本日最後の一般質問に立たさせていただきます。

6つのテーマで質問させていただきますが、まず第1は、改憲と共謀罪への市長の態度についてであります。5月3日、安倍総理は、憲法9条に自衛隊を明記する改憲を行い、2020年に

施行すると宣言しました。行政府の長である内閣総理大臣が、期限を区切って9条を変えろと号令をかけるのは、憲法99条、公務員の憲法尊重擁護義務に違反する、憲法違反の発言だと言わなければなりません。また、これは三権分立の否定であり、二重に憲法違反の発言です。

そこで第1点、安倍首相の改憲発言の一番の本質は、現にある自衛隊を憲法上、追認するにとどまらず、憲法9条2項を空文化、すなわち死文化し、海外での武力行使を無制限に可能にすることにあります。このような改憲は断じて許されません。憲法99条の憲法尊重擁護義務を負う市長の見解を伺います。

2点目に、共謀罪法案は、わずかの国会審議を通じて、1つに、内心を処罰する違憲立法であること、2つに、テロ対策は嘘であること、3つには、一般の人をも処罰の対象になることがはっきりしました。思想や内心の自由を絶対に侵してはならないとする憲法19条をじゅうりんする共謀罪法案は廃案にするしかありません。憲法尊重擁護義務を負う市長の見解を伺います。

2つ目のテーマは、就学援助の拡充についてであります。

1点目に、文部科学省は、要保護者に対する就学援助の新入生学用品費を、本年度から約2倍の4万円余りに引き上げました。しかし、準要保護者に対しては、自治体が独自に補助を行っており、自動的に適用されるわけではありません。勝浦市ではどう対応するのか、伺います。また、準要保護者への国庫負担を復活させることが必要と考えますが、市の見解を伺います。

2つに、今回の拡充では、支給時期について、中学校は入学前でも可能であることを明示し、また小学校については、交付要綱を改正し、入学前の支給を可能にしました。勝浦市にもこれが通知されていると思いますが、どう対応するのか伺います。

3つに、この間、全児童・生徒を対象に、制度の周知徹底に努力いただき、制度を利用される方が増えてきたことと思います。制度の利用者比率の推移と、最新の県平均、市町村順位、制度の活用をさらに促すための方策について伺います。

3つ目のテーマは、小中学校の施設整備についてであります。

1点目に、大規模改修を、これまで、どこで、どのように進めてきたか、また、未実施の学校では今後どう取り組むのかを伺います。

2つに、普通教室へのエアコン設置の必要性をどう考え、今後、各学校へのエアコン設置をどのように考えているか伺います。

3つ目に、和式から洋式トイレへの改修の現状と、改善のための今後の取り組みについて伺います。

4つ目のテーマは、学習指導要領改訂に伴う今後の変化についてであります。

1つ目に、学習指導要領改訂の主な内容と、勝浦での具体的な取り組みとスケジュールはどうなるのか、伺います。

2つに、道徳は2015年3月の一部改訂で教科化されており、小学校は来年度から全面实施されます。何を目指して、どんな教材で、どのように実施されるのか、伺います。

3つに、小学校での英語の教科化をどのように準備するのか、特に来年度からの先行実施を行う場合、どのようにして実施するのか、伺います。

5つ目のテーマは、税等を滞納した市民への対応についてであります。

滋賀県の野洲市、人口5万人の市ですが、ここでは税等の滞納を生活困窮者のシグナ

ルと捉え、納付相談に乗りながら、滞納原因を把握をして、生活再建支援が必要かを判断し、支援が必要な市民には、各課の連携をコーディネートする機能を持った市民生活相談課が中心になって、自治体を挙げて、ワンストップで生活再建の手助けをしています。その仕組みは債権管理条例や市民生活相談室の運営で定められていますが、名は体をよくあらわすとして、「ようこそ滞納していただきました条例」とも呼ばれております。

そこで、1点目に、例えば失業中で生活に困窮している多重債務者の保険税滞納に対して、現状の勝浦市では税務課や福祉課はどのような対応が想定されるか、伺います。市が生活再建を支援するために、課の連携によるワンストップ対応や、債務整理に法律家を対応させることが可能かどうか伺います。

2つ目に、困っている市民は、みずから相談になかなか来ません。困っている市民を市役所から見つけて、生活支援、生活再建につなげることを可能にするには何が課題と考えるか、伺います。

3つ目に、野州市では、債権管理条例等により、長期にわたる不良債権の整理とともに、債権の一元管理により、滞納している市民の状態を総合的に把握をし、各課の連携で生活再建への支援につなげるという先駆的な取り組みが行われています。この取り組みに学ぶべきと思いますが、市の見解を伺います。

最後、6つ目のテーマが、国保の都道府県単位化についてであります。

1点目に、来年4月から始まる国保の都道府県単位化に向けての全国的な動向と、千葉県での進捗状況と、試算結果について伺います。

2つ目には、都道府県単位化によって勝浦市民の税負担が軽減すとなれば、それはどのような要因によるものか、また、逆に負担が重くなる場合はどのような要因によるものかを伺います。

3つ目に、多くの市町村で実施されています一般会計からの法定外繰り入れは、どう取り扱われるのか、伺います。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（岩瀬洋男君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの藤本議員の一般質問に対しお答え申し上げます。

初めに、改憲と共謀罪への態度について申し上げます。

1点目の憲法9条改正発言において、憲法尊重擁護義務を負う市長の見解についてということでございます。憲法9条は、平和主義を定めた第1項と、戦力の不保持を定めた第2項の2つの条文から成り立っています。報道によれば、この条文に自衛隊を明記したいとの意見もあると聞いておりますが、今後、国会で十分な議論を尽くしていただきたいと思ひますし、また、国民世論の動向も踏まえることになるだろうと思ひれます。

2点目の、憲法19条をじゅうりんする共謀罪法案は廃案にするべきだが、憲法尊重擁護義務を負う市長の見解とのことでございます。今回、内閣より提出されております組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案において新設する組織的な犯罪の共謀罪につきましては、現在、国会において審議されていることから、現段階において市長として意見を申し述べる立場にはないと考えておりますので、今後の国会における審議の

経過を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

次に、税等を滞納した市民への対応について申し上げます。

1 点目の失業中で生活に困窮している多重債務者の国保税滞納に対する対応についてですが、まず、税務課においては、滞納者に対して督促状や催告書を送付し、来庁されたり、電話問い合わせなどの接触の機会が得られましたならば、納税相談を行う中で、収入や支出の状況、預貯金や資産または負債の状況、本人や家族の就労状況などを確認し、一括納付が困難な場合には分割納付など実行可能な納付計画を作成しております。しかしながら、明らかに生活困窮状態にあると判断した場合は、福祉課へ生活保護の相談を案内し、また、求職者につきましては、観光商工課やハローワークなどの求人情報について案内をしております。

一方、福祉課では、税務課からの案内に限らず、直接相談に来られる方や民生委員から寄せられる情報などにより、生活困窮者の相談を受けております。

ご質問の失業中による生活困窮者の場合には、「生活困窮者自立支援法」に基づく就労支援等といたしまして、いすみ市大原にある夷隅ひなたと業務委託契約をしておりますので、夷隅ひなたにおいて、就労支援を初め、各種支援活動に係る相談、対応を実施することにより、生活困窮者の自立促進が図られているところであります。

現在のところ、ワンストップによる対応ではありませんが、各課の連携により支援を行っておるところであります。また、債務整理等についての相談があった場合は、市で実施しております弁護士による無料法律相談において相談されるように案内しているところであります。

2 点目の困っている市民への生活支援、生活再建につなげるための課題についてですが、各課で保有する債権滞納情報等は、個人情報保護の点で本人の同意なしには関係各課で情報共有することができないものであります。しかしながら、新たな滞納者があらわれたときは、初期の段階において本人の事情を伺うなど、生活状況や就業状況等を確認し、その状況に応じた対応をすることが生活支援等につながると考えます。

3 点目の野洲市の事例についてですが、市民相談に来られた方について、生活支援等のために、関係する各課に本人の滞納情報等を開示することについて同意を得て支援に乗り出しているなど、参考とすべき点もございますが、本市では、例えば税務相談を受けた生活困窮者を福祉課に案内したり、無料法律相談を紹介したりするなど、各課との連携の中で支援を行っており、本市の組織規模に見合った対応であると考えております。

次に、国保の都道府県単位化について申し上げます。

1 点目の来年4月から始まる国保の都道府県単位化に向けての全国的な動向と千葉県での進捗状況等についてですが、平成27年5月に成立した法律改正により、都道府県が市町村とともに国保の運営を担うこととなり、都道府県が財政運営の責任主体となって、国保運営の中心的な役割を担うことで、制度の安定化が図られることになります。また、市町村は地域住民と身近な関係の中で、被保険者の実情を把握した上で、地域におけるきめ細かい事業を行うこととされ、具体的には保険料の賦課徴収、資格管理や保険給付の決定、保健事業等を引き続き担うことになります。今年度中に、県と市町村が共通認識をもって、保険者としての事務を実施するとともに、国保の安定的な財政運営及び市町村の事業運営の広域化や効率化を図るために、県内統一の国保運営方針が策定されることになります。その内容は、県が、市町村ごとの国保事業費納付金や標準保険料率の算定の仕組みの決定、財政安定化基金の設置、運営など

が上げられます。

なお、本県の進捗状況についてであります。平成28年10月に県の国保運営協議会が設置されました。平成28年度から今まで運営協議会が3回開催され、国保運営方針等について審議が行われております。また、千葉県国保広域化等連絡会議が随時開催され、県内市町村と国保広域化に向けた事項について、協議が進められております。

県で実施いたしました第2回目の標準保険料率等の試算結果についてであります。この試算は、県の基本的な考え方によるシミュレーション的な位置づけとなり、試算結果の公表は行わないということで、示されておられません。国のスケジュールによりますと、夏前には、国保事業費納付金と標準保険料率の算定に向けた公費の考え方が提示されることになっており、それをもとに、県において、第3回の試算がなされる予定であります。その後、10月下旬に提示される仮係数による推計の実施、12月末に提示される確定係数による算定を行い、平成30年1月ごろに国保事業費納付金と標準保険料率が確定となる予定であります。

2点目の都道府県単位化による勝浦市民の税負担についてであります。県が算定する国保事業納付金は、市町村ごとに医療費水準、所得水準を考慮して額が決定され、また、標準的な算定方式等に基づいて、市町村ごとの標準保険料率が算定され、公表されることとなり、市町村は、都道府県の示す標準保険料率を参考に、実際の算定方式や保険料率を定め、保険料を賦課、徴収することとなります。現段階では、国保事業費納付金の算定方法のもととなる医療費水準係数及び所得係数が確定されていないため、税負担の増減の要因については、お示しすることができません。

3点目の一般会計からの法定外繰入れの取り扱いについてであります。国保としての医療給付費等に充てるために、本来はそれに応じた保険料を徴収すべきところ、その水準を政策的に一定水準に抑えるために、決算補填を目的とした法定外の一般会計繰り入れは、安定的な保険運営を図る上で本来望ましいものではないことから、従来より段階的、計画的に解消することが望まれており、今回の国保の都道府県単位化に伴う財政支援の拡充により、解消を図ることが適切であるとされております。

以上で、藤本議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

なお、教育問題については、教育長から答弁がございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、藤平教育長。

〔教育長 藤平益貴君登壇〕

○教育長（藤平益貴君） ただいまの藤本議員の一般質問に対しお答えします。

初めに、就学援助の拡充について申し上げます。

1点目の準要保護世帯の就学援助費の拡充及び国庫負担の復活に向けた市の見解についてあります。要保護世帯に対する就学援助の新入生学用品費等が本年4月から引き上げられたことに伴い、「勝浦市就学援助に関する規程」を改正し、国の基準額と同様に引き上げました。国庫補助については、平成17年度より国庫補助が廃止され、一般財源化されました。現在は、普通交付税の基準財政需要額に算入されています。これらの制度の趣旨を踏まえ、当該事業の適切な実施に努めてまいります。

2点目の就学前の児童・生徒への支給時期に関する方向性についてであります。現行の「勝浦市就学援助に関する規則及び規程」では、保護者の申請に基づき年度の認定は、4月1

日が認定日となっております。したがって、支給時期は4月以降となっております。来年度以降、支給時期を入学前にすることについて、今後検討してまいります。

3点目の制度利用者の比率の推移等についてであります。当市での制度利用者の推移は、平成27年度77世帯、7.6%、平成28年度89世帯、9.5%、平成29年度95世帯、10.6%という状況であります。

制度の利用推進のための周知方法につきましては、制度の活用を促す方策として、昨年度は、11月の就学前検診において制度案内文の配布を行いました。また、在学児童・生徒の世帯には、同時期に学校を通しての配付を行い、制度の周知を図りました。今年度は、さらに年度途中での制度の周知について、工夫してまいりたいと思います。

次に、小中学校の施設整備について申し上げます。

1点目の大規模改修の整備経過についてであります。これまで小中学校大規模改修は、耐震診断の結果を踏まえて実施してまいりました。平成22年度に勝浦中学校校舎、豊浜小学校校舎、25年度に勝浦小学校、豊浜小学校、総野小学校、北中学校の体育館の改修工事を行ってまいりました。また、昨年度、上野小学校校舎の大規模改修工事を実施いたしました。今後は、体育館の照明器具等の非構造部材の耐震化の調査等を実施し、それらを踏まえまして、改修工事を検討してまいりたいと思います。

2点目の普通教室のエアコン設置についてであります。小中学校の普通教室へのエアコンの設置については、現在、具体的な設置計画はございません。しかし、近年の異常気象等の状況も含めて検討してまいりたいと思います。検討に当たり、今年度配置した学校用務員等を活用し、教室等の室温について計測して、状況の把握に努めてまいります。

3点目の和式トイレから洋式トイレへの改修の現状及び整備計画についてであります。教育委員会では、平成22年度に小中学校の各フロアの児童・生徒用トイレに洋式便器を1台ずつ設置いたしました。今後は、各学校での使用状況を含めて、設置を検討してまいりたいと思います。

次に、学習指導要領の改訂に伴う今後の変化について申し上げます。

1点目の勝浦市の具体的な取り組みと導入スケジュールについてであります。平成29年3月に改訂されました新学習指導要領では、小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入することになっています。これらは、平成32年度に全面実施となります。また、特別の教科「道徳」については、平成27年3月の一部改正により、小学校で平成30年4月、中学校で平成31年4月に全面実施となります。これらの導入に当たりまして、県教育委員会、夷隅郡市教育研究会、勝浦市教育研究会、各学校と連携して、研修の充実などを図ってまいります。

2点目の特別の教科「道徳」についてであります。学習指導要領総則に示す目標としては、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から、多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」とあります。また、教科化に当たりまして、検定の教科書を導入し、内容も、いじめ問題への対応の充実や、発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善が図られます。問題解決的な学習や体験的な学習なども取り入れられます。

3点目の、小学校の外国語科についてであります。小学校の中学年で「外国語活動」、高

学年での「外国語科」の導入については、一部の先行実施を視野に、現在、検討を進めております。

以上で、藤本議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） では、第1点目の改憲と共謀罪への態度につきまして、再質問したいと思います。改憲及び共謀罪については国会の審議を見守るというご答弁ですが、まずその大前提に、憲法99条についての市長の理解についてお尋ねしたいんですけれども、憲法99条は、条文としては「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」というふうになっておりまして、主語が「公務員は」となっております。「国民は」ではなくて「公務員は」となっておりまして、その最高の位置にいるのが内閣総理大臣である安倍晋三首相であります。この公務員が、その権力を行使するに当たって、憲法を守れと、憲法を実現する、そういうことを尊重し擁護するという言葉で義務づけているんだと思うんです。権力者を、公務員たる権力を持つ人間を縛る、そういう条文であります。したがって、安倍首相は、憲法9条に自衛隊を明記して、事もあるうに期日も2020年に施行するということを行ったわけです。これは自民党の中で、党大会で、総裁としてそういった発言をしたわけではなくて、民間の団体と、そして読売新聞に向かって、ですから国民に向かって、そういった号令をかけたということでもあります。だから、市長は同じ公務員として、憲法の尊重擁護、自分が尊重し擁護するというだけではなく、憲法がじゅうりんされる場合には、身を挺してそれを擁護する、そういった責任が、義務があるんじゃないかと思うんですけれども、そういった点で憲法99条の認識、それがあれば、安倍首相がとった、憲法9条に自衛隊を明記するということと、それを2020年に施行すると言ったことは、重大な、先ほど紹介した憲法99条に違反する、行政府の長として、あつてはならない行いだと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 私も憲法は、私、一応、法学部法律学科でございまして、もちろん憲法は勉強、余りしなかったかな、でも、勉強したつもりでございまして。だから憲法の中に、いわゆる擁護義務、それから我々公務員なり、そういう権力を縛るという規定については、私は理解していると思います。ただ、一方、憲法の中には、改正の手続もあるわけでございまして、今いろいろ議論になっているのは、憲法を、今の国際社会、そういう中において、実態に合わせるための憲法の手続をしようというようなことをやるのではないかというように私は理解しております。ただ、これがいいとか悪いとかという判断については、私のこういうような立場では、それは差し控えさせていただきたいと思います。これは国会でしか憲法の改正の発議できないはずですから、これについては国会のほうで議論し、これについては国民投票初め、最終的にはそういうフィルターを通るわけでございまして、そういうような手続がもしなされるのであれば、そういう形で私は見守っていくというようなことであろうというふうに思っております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 三権分立ということを混同されておられるようなので、せっかくいろいろ勉強されてきたんだと思うんですけれども、行政府の長が、立法府である国会が発議できる、確

かにおっしゃるとおり、国会は発議をできる権限を持っていますが、行政府はそれを持っていません。行政府は、先ほど紹介したとおり、この憲法を尊重し擁護する義務を一番負うのが行政府です。市長は市長として勝浦での行政に当たっては、そういう信念でやっておられると思うんだけど、安倍首相もそういうふうにするべきなんだろうと思うんです。それを踏み外しているのではないかと私は申し上げたわけです。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 私が理解しているのは、この間の憲法、期限だとかいろいろな話が出ていたけれども、それは内閣総理大臣の安倍さんではなくて、自民党総裁ということで発言しているというふうに理解しております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 自民党の党大会でビデオメッセージを流したり、自由新報に対してインタビューに答えて自民党の機関紙で発言しているわけじゃないんです。読売新聞でやって、また民間団体の集会にメッセージを送っているんです。だから的は国民であって、読売新聞の首相インタビューという大きなタイトルがついているように、決して党の総裁としての行いという行動の範囲を逸脱しているんです。だから、そういった安倍首相の弁解をなぞられたんですけども、それは全然当たっていないというふうに私は思います。このことについて、長々とやる時間ありませんので、以上でとめますけれども、憲法尊重擁護義務というのは、安倍首相が一番負っているものでありまして、それと同じように、勝浦市においては、トップである猿田市長が負われていると思うんです。余りにも残念な認識だと言わざるを得ない。私は明快に安倍首相は違っているというふうにご答弁いただきましたんですけども、それがかなわなかったのは大変残念です。

次に、就学援助の拡充についてお尋ねします。要保護と準要保護、区別なく同様に今年度から実施していただくということをご答弁いただきました。そして、国庫補助の復活については明確な答弁がなかったんですけども、これは、それにかわるものがあるから復活は求めないというお立場なんでしょうか、確認をさせてください。

○議長（岩瀬洋男君） 3時20分まで休憩をいたします。

午後3時06分 休憩

午後3時20分 開議

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。準要保護の関係で、国庫の負担金関係でございますが、先ほど教育長の答弁で、普通交付税の基準財政需要額の単位費用として算入されているという答弁をさせていただいております。これにつきましては、平成28年度で申し上げますと、基準財政需要額の単位費用の中で、中学校費を参考にさせていただきますと、生徒数を測定単位とするという欄の中で、準要保護の生徒関係経費ということで455万8,000円という金額が単位費用の中に含まれております。これは、あくまでも標準の施設規模、これは生徒数が600人ということでこの金額になりますので、勝浦市のほうで、この金額を、例えばその455万8,000円を600人で割りますと、1人当たり7,596円、約7,600円というふうに算定いたしております。そ

の中で、これは国のほうから、勝浦市の場合、中学校の生徒の数ということで、補正係数で312人、これは28年度であります、それと7,600円を掛けますと、約237万1,000円が基準財政需要額に算入されているという計算になります。

また、先ほどの教育長の答弁で、平成17年から、これは三位一体改革だと思えますけれども、その中で一般財源化されてきて、その前は、国のほうからは経費に対する2分の1ということで補助金に来ていたと思えます。

それを平成29年度の予算で見ますと、中学校費の準要保護の経費といたしまして約500万円程度ということでありますので、この2分の1で250万円、ほぼ同程度が基準財政需要額のほうに算入されているということから、そういう制度にこれからも沿って事業運営をしていきたいということで答弁させていただきます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） その2分の1が引き続き守られているかどうか、しっかり目を光らせていただきたいと思えます。

あと、来年の3月とか4月以前に、新入生学用品費を支給をしていただく。その場合、中学校については小学校6年生の対象者がいらっしゃいますのでわかりやすいですが、小学生については、入学されてくる方なので、いつの時点で申請していただくか、それを、どの所得で認定するか、いろいろ検討する課題があるかと思うんです。それを1年、十分検討を進めていただいて、来年4月から実施できるように、ご準備いただきたいと思えます。

それから、先ほど3年間にわたる保護及び準要保護児童・生徒数を言っていたいたんですが、勝浦市ではなくて、県は、あるいは国は、どんな比率だったか、比率だけで結構ですから、最新の情報を教えていただけませんか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） それでは、お答えをさせていただきます。先ほど教育長の答弁で、勝浦市のほうの推移がございましたが、準要保護世帯の平成26年度の全国の平均につきましては、認定世帯数が15.39%です。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 資料が古くて、平成26年ということなんですけれども、全国では16%、県は8.7%で、当時、勝浦市では6.7%という数字でした。6.7%が、平成29年度は10.6%ということなので、年々比率が高まっているということで、最新の平成29年度の10.6%に対応する県平均とか全国平均がわからないということなのですが、いずれにしても、平成26年のとき16%というのは全国の数字ですけれども、捕捉率は千葉県は全体に低いし、勝浦もまだまだ低いんですよね。その点を十分わきまえていただいて、先ほど、年度途中でも案内することを検討したいということでしたが、そういった方策をさらに重ねていただいて、遠慮がちな方々が市民の中には多いと思えますので、遠慮しなくても、進んで受けていただけるような、丁寧なご案内をお願いしたいと思えます。

続きまして、小中学校の施設整備についてですけれども、体育館はほぼ終わっていらっちゃって、今度は構造以外の改修について検討することなんですけれども、校舎につきましては、まだ未実施の学校があるんじゃないかと思えますけれども、それは、どう今後取り組むのか、それから、勝浦中学については、校舎の改修も終わっているんですけれども、新しく生

徒が増えたことによって、新たな課題が生まれていないのかどうか、そのこともあわせてお答えください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） それでは、お答えをさせていただきます。校舎のほうの施設整備ですが、耐震診断に基づきまして整備をさせていただきます。現校舎等については耐震を全てクリアをしております。現時点での実施計画で、次の改築、大規模改修等の具体的な計画は、現時点ではございません。

勝浦中学校のほうの統合で、それにあわせての施設整備のほうですが、中学校のほうという協議を進めさせていただきながら、要望のあったものから検討、そして必要に応じて修繕等をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） エアコンの設置についてお尋ねしましたが、一応、今年、そういった室温の測定等をやっていただくということですが、私、勝浦に来て10年になるんですけども、昨年の夏の気温につきましては、相当暑く感じました。例年にない暑さだなと思ったんですけども、昨年、夏休み以外の室温がどうだったのかとか、あるいは、気温が余りにも高くて保健室にきた子どもたちはどれぐらいいたのかとか、そういった記録というのはないんでしょうか、お尋ねします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） 保健室の経営に関しましての日誌がございますので、それをもとに調査をすれば、そういったケースでの保健室利用ということは、数字ははかられてくると思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 今年、用務員に室温を測っていただくということは、ぜひやっていただきたいことなんですけれども、特に去年の暑さは注目すべき暑さだったと思いますので、さかのぼれるのであれば、昨年の記録も、今年の判断に加えていただいて、2年合わせての判断ということで、エアコン設置の必要性について、根拠のある判断、根拠を得ていただきたいと思うんです。

それから、各学校のエアコンは、保健室、パソコンルーム、職員室なわけですが、照川議員からもありましたとおり、図書館とか、特定の部屋を、その学校にとって一番使い勝手のいいというか、一番効率的な使い方ができる部屋を、選択的にエアコン設置していく、そうすればパソコンルームと、もう一つできる。各学校に2つ設置すれば、3つできるというようなことで、本当に暑いときに、みんなで逃げ込んだり、あるいは、各クラスがローテーションでそういった部屋を使い回すということも可能な条件がつくれるんじゃないかと思いますが、そういった選択的なエアコン設置、そういうことについては可能性はないのかどうか、検討する余地はないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えをさせていただきます。その点につきましても、まずは温度等の把握に努めさせていただきたいということと、各学校との、今後の経営状況等、意見を交換しながら、準備を進めていきたいと考えております。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） トイレについて伺います。上野小学校におきましては、全てのトイレが洋式化されておりまして、完璧に100%なんです。ただ、その他の学校、耐震基準がクリアされているからということで、これからの改修の予定がない学校がありますよね、興津小学校とか、ありますけれども、平成22年に、各フロアで少なくとも1台は洋式トイレが設置されたということなんですけれども、それは最低限の基準であって、各学校、各フロアに1つしかないところと、それ以上にあるところと、でこぼこしていると思うんですけれども、一番設置が進んでいない学校というのは、いわゆる大規模改修の未実施校じゃないかと思うんですけれども、そういったところは率先して計画を立てるべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。そういった設置の状況と、そこにさらに台数を増やしていくお考えはないのかどうかを伺いたいです。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えをさせていただきます。確かに議員ご指摘のとおり、洋式便器を設置する等につきましては、学校で差があるのが現状でございます。5月に実施をいたしました教育委員訪問、また、昨日、全ての小中学校を訪問して、トイレの使用状況等についても確認をしてまいりました。各学校の要望等を確認しながら、トイレにつきましては学校生活に直結をするものですので、教育環境の整備について準備を、計画を進めていきたいと考えております。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） その際、あわせて、子どもたちが使うもので、とにかく、いろいろな人が使わなくちゃいけないわけなので、トイレトペーパーに薬剤を噴霧して、そして便座をぬぐって、そういったものが、ここの5階のトイレにも設置されていますけれども、ああいった、ブッシュして薬剤をトイレトペーパーに吹きかけたもので便座を拭くという、これくらいの設備を各洋式トイレには設置をしていただくということも、今後心がけていただけないかと思います。

それから、子どもたちのトイレではなくて、教職員用のトイレについて伺いたいですけれども、男女共用というトイレが、いまだにある学校があるやに聞いておりますけれども、どこと、どこの学校がそういう男女共用のトイレになっているのか、どんな使われ方をしているのか。私、労働安全衛生法に基づく規則に、男性用と女性用に区別することという規則がありまして、これに反すると6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金との規定があるんですけれども、これに抵触するのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） 議員ご指摘の、男女共用トイレの学校でございますが、勝浦市立豊浜小学校、勝浦市立興津小学校の2校でございます。

その使用状況でございますが、まず、豊浜小学校のほうには、構造的、配置的なものもございますが、その共用となっているトイレにつきましては、ほとんど男性職員が現在使用しております、女性の職員は、昇降口近くの、児童と共用のトイレのほうを、または自分の教育活動に近い場所での使用というふうに、昨日も確認をしてまいりました。

興津小学校におきましては、職員トイレのすぐ脇に、また児童・生徒共用のトイレがござい

ます。そこを職員は活用している。ただ、議員ご指摘のとおり、同じ共用のトイレを男女で使うことについては、これはいささか問題がございますので、その点につきましても、昨日学校のほうに行ってまいりまして、その共用のトイレにつきましても、男性用か女性用のどちらかにする、そして、近くにあるトイレについて、そこについて表示を変えて利用してもらえようということ、お願いをしてまいりました。

2点目の、規則に関してのことでございます。労働安全衛生法に基づく労働安全規則第628号並びに事務所衛生基準規則17条のことかと思えます。ご指摘いただきました点につきまして、労働基準監督署に確認をいたしました。そうしましたら、規則には違反をするものではないというふうに、昨日、見解をいただいた次第でございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 規則に違反しないという労働基準監督署からの言葉があったそうですが、いずれにしても、これは余りにも今の時代、不正常ということなので、改修については、今後トイレの設置を、興津小は大規模改修は必要ないということで、手がついていないわけですので、トイレの改修を含めた、必要な改修につきまして、ぜひとも進めていただきたいし、興津小の場合には、グラウンドもでこぼこしておりましたりして、手を尽くすべきところが多々あるのではないかと思いますので、学校の意向もよく掌握していただいて、善処をお願いしたいと思います。

続きまして、学習指導要領の点について伺いたいんですけれども、学習指導要領の改訂は、全面的な改訂というのは9年ぶりかと思えます。そして、今まででしたら、学力という言葉を使って、学習内容を中心に示していたわけですが、これまでのその内容とは大きく変わって、国として、子どもたちに身につけさせる、学力から、今度は資質、能力という言葉に変わって、それを定めて、その達成を中心に据えております。そして、その子どもがどんな資質や能力を形成するかというのは、どのような人間になるかという、人間性や人格の自由の問題であって、子どもを中心に、国民みずから考えることだと思うんです。国家権力が上から、こういう人間になれと決めて押しつけるというのは、憲法の保障する個人の尊厳に反するのではないかと思います。今回、目指すべき資質、能力を定めて、そのため授業方法や評価の方法まで細かく規定している内容となっておりますけれども、これは、これまでの学習内容の大まかな基準という指導要領の性格を大きく逸脱する、そういう問題を含んでいるんじゃないかと思うんです。この資質、能力というのにつきまして、どうお考えになっているのか、実際どういうふうになるのか、わかる限りご答弁いただきたいと思えます。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えをさせていただきます。学習指導要領の改訂の方向性というところに関してのことかと思えますが、新しい時代に必要となる資質、能力の育成と学習評価の充実ということで、主に3つの柱というふうに私たちは押さえております。まず、何ができるようになるか、そして何を学ぶか、どのように学ぶか、特に、どのように学ぶかということに関しては、主体的、対話的で、深い学び、アクティブラーニングの視点から、学習課程の改善というところが位置づけられているというふうに認識をしております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 今年3月に発表されて、にわかにはそれらを読み解いて、今後どうなっていく

のか、どうしていくのか考えているというところが、今始まったところだと思いますけれども、実際これがどういうふうな形をとってあらわれるのか、私たちは非常に大きな懸念を持たざるを得ないと思うんです。今までと様子が違うということだと思うんです。そういう点で、今度、具体的には道徳というのが来年から始まります。既に一部改訂で2015年に決まっておりますので、来年から小学生については全面実施されますけれども、評価は数値ではないということなので、5段階評価はしないんだと思いますけれども、評価はどのように、何をどう評価するのか、これは特定の価値観の押しつけにならないのかどうか、その保証は何なのか、道徳に限って、具体的に伺いたいと思います

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えをさせていただきます。道徳に関係する評価でございますが、現時点で私たちが把握をしていますものは、数値による評価ではなく、記述式であるかということ、それから、他の児童・生徒との比較による相対評価ではなく、児童・生徒がいかに成長したかを積極的に受けとめ励ます個人内評価で行うこと、また、他の児童・生徒と比較して優劣を決めるような評価はなじまないこと等が挙げられております。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありますか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 例えばですけれども、決まりを守るということを評価の対象とした場合、決まりを守ることが正しいのかどうかといいますと、決まりを変えることも正しい場合があるんです。子どもたちは、失敗をして、あるいは決まりに反していろいろなことをやったりしながら学んでいくんだと思いますけれども、決まりが自分たちにそぐわない、現実にはそぐわない場合には、決まりを変えることも必要になってくるということがあると思います。そういった点で、決まりを守ったということを全体的な評価の基準にするようなことであつたら、これは特定の価値観の押しつけということになるんじゃないかと思うんです。そういう懸念を持つのが今回の来年から始まる道徳で、教科書も何を使うか、これからの選定ということなので、具体的な材料がこれから用意されてくるということなので、今後引き続き注視をしていきたいと思いますけれども。

次に、英語につきましては、来年先行実施を目指して検討していきたいということですが、先行実施をする場合に心配なのは、英語が、3年生、4年生は外国語活動、5年生、6年生は教科としての英語ということで、英語を学ぶということをする場合に、英語嫌いを増やしてしまうのではないかと、英語教育の早期化をよしとする学問的な根拠というのは、ないのではないかと気がするんですけれども、その辺、早期化がよしとされる根拠というのは何なんでしょう。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えをさせていただきます。外国語科等について、いわゆる小学校の中学年から指導内容に入っていくということについての背景等につきましては、近年のグローバル化等が要因の一つかというふうになっておりますが、議員ご指摘の、いわゆる英語嫌いを生んでしまうのではないかとご心配等についてですけれども、学習指導要領のポイント等でいきましたら、例えば、コミュニケーション能力を例に挙げますと、中学年のほうでは、いわゆる、その素地をつくる、高学年においては、その基礎をつくるというようなもので、段階的なものの学習内容には一応なっております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 一番の懸念は、来年からやるとなりますと、誰がそれをやるのかということなんです。現在の先生方は、教職の過程に英語はなかった方々です。全員がそうだと思いますけれども、その方々にこれを担わせるというのは大変酷なことだし、それこそ英語嫌いを増やす決定的な要因になりかねないと思うんです。英語専門の教師の配置と活動抜きには、来年からの実施などとんでもないという思いがするんですけれども、誰がこれを担うのかにつきまして、来年実施となれば、どんな準備をするつもりなのかを伺いたいと思います

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えをさせていただきます。具体的には、来年度一部実施を視野に入れた検討をしているというのが現状でございます。議員ご指摘のとおり、教員のほうが教職課程の中でということについては、学び直しをしなければいけない背景であるとか、また、中学校英語科教員との連携であるとか、いろいろ教育委員会も、その指導計画実施に当たっては、一緒にその計画を練っていかなければいけないと考えております。したがって、平成32年の全面実施に向けて、来年度については、そのうちの一部の実施も視野に入れて検討をしているというのが現状でございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 専門の先生、中学校の先生の充実を図りながら、その先生方に小学校に活動エリアを広げていただいてやっていくとか、子どもたちが英語嫌いにならないような、そういった道を開いていかないと、とんでもない、ただでさえ詰め込み教育に、今度英語がつけ加わるわけなんですけれども、7時間目の授業ができるかもしれないというようなことを言われているわけですので、そういったことには大きな懸念がありますので、誰がこれを担うか、非常に慎重な取り扱いをしていただく必要があると思います。

続いて、5番目の、滋賀県野洲市のご紹介をさせていただきました。野洲市の大きな特徴というのは、相談者の立場に立ったワンストップサービスであります。相談者は、庁舎1階の相談ブースに案内されまして、相談員がまず話を聞きます。法的な債務整理が必要という合意がとれれば、その場で弁護士に電話をして予約をとる。あるいは各種の滞納についても、各課から担当者がブースに来て話し合う。これは税であれば税務課が来て、あるいは給食費であれば学校教育課が来てということなんですけれども、その場で、無理のない形で分納計画を立てて、生活全般を聞き取りながら、生活再建の必要に応じて、さまざまな立場の職員が、生活再建のために相談に乗る。そういうことを10年ちょっとやり続けているわけです。

相談者からは、個人情報の取り扱いに関する同意書を取りつけております。この生活再建の目的に限って、個人情報を庁内関係課及び弁護士等の外部機関で共有、利用することに同意する内容となっております。個人のプライバシーに踏み込むということで、市がそういうことまでやるということですから、真剣に市民の生活再建に取り組む。行政側の決意のあらわれでもあるし、また、相手の相談者にとってみれば、市に相談すれば助けてもらえるという、こういう積み重ねがあったことによる市民側の信頼があって初めて成り立つ、そういったやり方なんです。

先ほどご質問に答えていただきましたが、今も連携してやっているという答弁ですけれども、果たして連携という、野洲市のようなものとして、勝浦でやられていることを、同じものとし

て扱えるかということなんですけれども、税務相談にお見えになった方の納税相談をされて、生活困窮されている方は生活保護の相談を、福祉課に行ってやってくださいという、それは紹介ですね。連携ではなくて、相談者に対して紹介をした。行くか行かないかは、相談者の意思に委ねられるのではないかと。あるいは、無料法律相談がありますから、弁護士に債務整理について相談してくださいという紹介をするというご答弁でした。しかし、それは、無料法律相談がありますよ、受けてみたらどうですかという紹介であって、行くかどうかは、その相談者に委ねられております。それは連携というふうには言えないんじゃないかと思うんです。それから、福祉課のほうでは、生活相談と、ひなたのほうの連携を言われました。ですが、各課との連携という場合には、それこそ税務課と一緒に納税相談、分納の計画を立てながら、生活をどう再建していくかという、各課をまたがった相談を一緒にやるという連携です。文字どおりの連携、これが実際今はとれていないんじゃないかと思うんですけれども、税務課、福祉課、それぞれ、いかがですか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。私ども税を賦課徴収する部門にございましては、滞納者の生活実態、就労状況等を見て、その中で無理なく税金が納付いただけるかどうか、今後の納付相談を主眼に受けていますけれども、その中で、これはどうあっても納付が厳しい状況にあるという担当者との面談の中では、福祉に相談に行ってみてくれとか、無料法律相談でそういう相談に乗っているから、今度いつあるかというのを、例えば総務課に電話して、何日の日に弁護士さんが見えるから、その日に予約を入れてくれというようなご紹介、福祉課ですと、窓側、カウンターは向こう側ですので、場合によっては、お連れして、この方の相談に乗ってくれという形でご案内するけれども、お連れするまでで、そこから先の相談は同席はしていないのが実情でございます。そういうことを連携とは言わないというふうにご指摘されておりましたけれども、私どもとしては、課の垣根を越えてそういったものを紹介しているという連携はとっているということでありまして、生活再建の最後までを税務課職員と一緒に、常にそこに同席しているという状況ではございません。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。私どものほうでは、今、税務課長から説明がありましたけれども、どうしても、明らかに困窮者であるという方々につきましては、税をとることは非常に難しいということが明らかであれば、これは生活保護の関係の相談のほうをお受けするという形になります。これを無理に税のほうで徴収をするということであれば、それは明らかにまた生活困窮に結びついてしまいますから、それは本末転倒となりますので、そういうことはされていないということで認識しております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありますか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 税務課のほうは、納税させるということと呼び出していると思いますけれども、福祉課の場合は、相談に来られる方に対応されているということだと思っておりますけれども、それこそ自殺を考えるまで行き詰まっているような場合、本当に相談しないといけないんじゃないかという人は、実際にはなかなか相談には来ないというのが現実なんじゃないかと思うんです。だから、庁内の連携によって、少しでも多く多重債務に苦しんでいる人の情報をキャッチするというか、それが野洲市ではやられているんです。いろいろな滞納があります、市営住

宅の滞納とか、水道料の滞納とか、給食費の滞納も含めて、税金じゃない滞納も含めて、この人は多重債務に陥っているんじゃないか、生活が困窮しているんじゃないかという情報で、その人にぜひ相談に来てくださいというのを促して、来てもらって、さっき紹介したようなブースに案内して、ワンストップでの解決、そういったことをやっているわけです。相手から申請されるのを待つのではなくて、おせっかいでの対応がやられているというのが野洲市の状況なんですけれども、オール市役所ということでやっていく、こういうやり方なんですけれども、滞納を取っかかりにして、その方が抱える家庭のさまざまな課題に、それぞれの担当課が一緒になって考えてやっていく、こういう対応、市役所には命を守るサービスが全てそろっている、だから、それらのサービスにしっかりつなげていく、そういうことでやっているのが野洲市なんですけれども、ここでは、そのコーディネート機能というのが、市民生活相談課という課を設置してやっているんですけれども、こういうやり方だけではなくて、5万人の都市ですからこういうやり方をとっていらっしゃると思いますけれども、勝浦市は勝浦市で、こじんまりとした市の中で、こういったコーディネートは、どこで、どういうふうにすればできるのか、これをみんな考えていく必要があるんじゃないかと思うんです。税務課、福祉課、それぞれにお聞きしましたけれども、全ての課がこれにかかわってくると思うんです。野洲市のくらし支えあい条例第23条の条文は、「市は、その組織及び機能の全てを挙げて生活困窮者の発見に努めるものとする」、こういう条例を掲げてやっているんです。市役所の存在意義そのものが福祉そのものだ。福祉課が福祉を担当するんじゃなくて、市役所の存在意義そのものが福祉なんだという、そういう考え方に立って、「ようこそ滞納していただきました条例」と言われるような体系をつくり出して、そういった実践をやっているんです。ぜひこれを勝浦市でも、各課の知恵を集めてやっていく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、長年、行政経験豊富な副市長から、今私が申し上げたようなことが、この勝浦市の中で探求されるようなことに、ぜひなってほしいと思うんですけれども、そういうきっかけに今日の質問をしていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。生活に困窮して滞納しているという方はもちろんいらっしゃると思いますけれども、先ほど税務課長から答弁しましたように、市のほうでは、税金を滞納している方の生活状況等につきましては税務課、あるいは、水道料金、給食費とか、いろいろ市に納めていただく使用料、手数料も含めまして滞納している方については、それぞれの各課で十分滞納者と話し合いまして、何で納められないのか、あるいは分納でできるのか、いろいろ相談に乗っております。その中で、最終的に生活困窮して、例えば医療費も払えないとか、あるいは生活する上での本来の生活費に困っている、そういう方につきましては、一番のそういう生活保護を担当しています福祉課のほうに相談されるようにお勧めをしておりますし、場合によっては、一緒になって福祉課のほうに行って、状況を話をして引き継ぐということも現実にしております。ですから、野洲市の場合には、そういう相談を一つの課でワンストップで受けて、そこで全て対応できればいいんですけれども、結果的には、生活に困っていれば生活保護の担当のほうに回す、あるいは学校のほうの給食費が払えないという方については、最終的には学校教育課のほうの給食センターのほうの対応に回すということになりますので、人口規模とか、そういう滞納者の人数によっても変わってくるとは思いますけれども、勝浦市に

おいては、現状の中で各課連携を図りながらやっておりますので、新たなこういう課とか係をつくって、1カ所で全て受けて各課に回すということは、現時点では考えておりません。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 私の説明が正確に理解されていなくて残念なんですけれども、新しい課をつくれということを言っているわけではなくて、その課の役割というのは、野洲市の場合は、この課ができることは、フードバンクをやっているものですから、食料の提供だけなんです。この課ができることがね。ほかの課に全部取り次いでいるコーディネーターとしての役割なんです。相談者のあれを聞き取るということが主な仕事になっておりますので、聞き取った内容で全部、その人の生活の全てを聞き取っていくような聞き取り方ですので、いろんな課にいろんなことをコーディネートするようなことができてきておりますので、市内のあらゆる課が、そのブースに入れかわり立ちかわり集まってくる、そういうような格好で相談にワンストップで対応している、そういうことなんです。

これの根幹は、先ほど紹介したように、「ようこそ滞納していただきました」という、そういう立場で市民に接するということで、市民生活の再建なくして納税はないということなので、生活を壊してまで税を取り立てるということではないということなんです。

債権管理条例だけではないんですけれども、債権管理条例を初めとするさまざまな条例の体系と、そして必要な人材配置で運営されているわけですが、財政課のほうでしょうか、勝浦市でも債権管理条例の制定について検討が始まっておられると思うんですけれども、野洲市の場合は、長期にわたる不良債権の整理ということにとどまらずに、債権の一元管理によって、滞納している市民の状態を総合的に把握する。そういうことで、先ほど紹介したような各課の連携で生活再建につなげるという取り組みが行われているんです。勝浦市でも、ぜひとも、不良債権の整理にとどまらず、市長の決裁ですけれども、徴収の停止とか、債権の放棄とか、そういうことが生活困窮ということを一つの理由にできるという、そういう債権管理条例もつくられているわけです。本当に市民の生活に寄り添って、苦しんでいる市民の生活を再建するというので、それこそ先ほど紹介したとおり、市役所には命を守るサービスが全てそろっているという立場で、そのサービス能力をしっかりと提供する、そういうコーディネートをやっているということなんです。そういったところに、ぜひ向かうべきではないか、そういうことを考えていこうということなんですけれども、ですから、単純に何か新設の課をつくる必要があるとかかんとかじゃなくて、勝浦ではどういうことがそれにふさわしいのかということを、みんなで考えていきたいということを申し上げているわけです。

最後に、債権管理条例につきまして、検討の方向、そういったこともつけ加えていただけないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。前回の議会でしたか、一般質問がありまして、債権管理条例ということで制定に向けて検討していくということの答弁があったと思います。現在、財政課のほうでも検討はしていますが、この債権管理条例というものは、例えば、権利を放棄するだけであれば、財務規則の中でも、みなしの規定等もございますので、これを制定する上で、市の債権の管理を適正に期するという目的でありますので、今おっしゃいました水道料金

とか給食費、税金もそうですが、1カ所の管理条例の中で、いろいろな個人情報、税情報は、例えば他課では収集できないのを、その管理条例を制定し、情報を共有していくというような目的、これは逆に言うと、債権を、徴収を強化するというような考えもあつての私は債権管理条例の制定だと考えております。でありますので、そういう目的でこれから他課との協議も進めていくという考え、財政課のほうでも、いろいろな面からいろいろな情報を得て今検討しておりますが、先ほど来のご質問のような、例えば生活支援とか、そういうことは現時点では考えておりません。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） では、今日の質問をきっかけにして、今後検討を進めていただきたいと思いますけれども、財政課におかれましても、野洲市の債権管理条例につきましては、ぜひ注目して、大いに研究していただきたいと思います。

最後の、国保の都道府県単位化につきまして伺います。日程的なことを紹介していただきましたけれども、結局は、12月末で確定的な試算が出てくるということで、間際になって、3月議会でいきなり出てきて、いきなり決定して、4月から実施するというようなことになりかねないんじゃないかと思うんですけれども、こんな乱暴なスケジュールはできないということで、停止を求める必要があるんじゃないかと思うんですけれども、佐賀県などでは、いろいろな懸念が出ています。全国的な状況で、佐賀のことをご存じでしたら紹介していただきたいと思いますけれども、県との検討会議を持たれているようなんですけれども、これは全市町村から参加をされているのでしょうか。そこで決定したことはかなりの拘束力を持つんじゃないかと思うんですけれども、そこで、こんな乱暴なスケジュールでやるんだったら、とても対応できない、やるべきじゃないということをしっかり言うべきじゃないかと思うんですけれども、県との今の協議の場というのは、どういう場で、どういう参加者で構成されているのかを教えてください。今言ったような提起をぜひしていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答え申し上げます。佐賀県の事例でございますけれども、県下統一の保険料を目指したところ、そこで断念して統一をやめたという事例は聞いております。

勝浦市と県での連携につきましては、連携会議を随時開催しております。連携会議というのは、県内15市ございまして、そこでも15市が参加して、県との協議を行っております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 15市というのは、どういう範囲なんでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。県のほうで決定した15市になります。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） いずれにしましても、そういう場だけではなくて、あらゆる場で、この乱暴なやり方はちょっと、試算が2回やられているはずなんですけれども、一切公開されていないんですけれども、その公開、説明、不十分であっても、まだ十分なデータが打ち出せないにし

ても、今できたデータはどういう考え方のもとで算出したものであって、データとしてまだ今後整理すべきものがあるという形をとってでも公開すべきだと思うんです。公開を求めているのかどうかということも懸念を持つんですけども、第2回試算まではやられているはずですので、その公表と、絶対説明を求めるべきだと思うんです。1月に最終的な確定のものが出ると、これを具体的に審議できるのは3月議会しかないわけです。1回限りの定例会で、こういう大激変をやれるのか、やっていいのかということだと思うんですけども、こういう乱暴なスケジュールでの進行は、絶対異議を唱えるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。その15市の場合で言うていただくのも結構ですし、市長から直接県のほうに言うていただくのも必要かと思いますので、あらゆる場で言うていただきたいと思うんです。

それから、この都道府県単位化によって、勝浦市の税負担がどうなるのかというのは示せないというご回答でした。しかし、これは余りにも大変な影響をもたらすものであるにもかかわらず、今何ら示せない材料しかないというのは、これもまた嘆かわしい話なんじゃないかと思うんです。今の動いていることによれば、上がるにせよ、下がるにせよ、大幅な増減ということではないようにも思えるんですけども、どういう見通しなのか、一体、今後この税負担が軽減されるのは、何によって軽減されるようになるのか、軽減される保証はどこにあるのか、それをどう考えているのかと思うんです。大きく勝浦市の市民の税負担が軽減される道というのは、やはり社会保障制度としての国の負担がどうなるかにかかわってくるんじゃないかと思うんです。こういったやり方をいじくったから勝浦市民の負担が軽減するんじゃなくて、国が今まで削減してきた国庫負担を元に戻すことしか、今強まっている、払いたくても払えない税負担を軽減する道はないんじゃないかと思うんですけども、そういったことについて明確な態度をとっていただきたいと思うんですけども、ご回答をお願いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。まず、1点目の保険料率のデータ等を求めるべきということにつきましては、8月に3回目の試算が行われるわけでございますけれども、そこで公表されるかどうかは未定でございますけれども、連絡協議会等の中でデータの公表を求めてまいりたいと思います。

軽減の関係につきましては、平成30年度に財政運営責任等を都道府県に移行する際、財政改善効果を伴う1,700億円規模の追加公費の投入が行われるため、一般的には、平成29年度から平成30年度にかけての保険料の伸びは抑制軽減されることとなりますけれども、国保の財政運営の仕組みが変わることに伴い、一部の市町村において、被保険者の保険料負担の上昇する可能性がございます。そのように、被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するために、激変緩和措置がとられることとなります。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 最後になろうかと思いますが、最初にお尋ねした、県の国保運営方針については、3回の運営協議会が開かれて検討中ということですが、県の国保運営方針というのは、市町村への拘束力というのは、あくまでも技術的な助言であるということだと思うので、保険税の賦課決定権とか、あるいは予算決定権というのは、あくまでも市町村にあるということだと思うんです。

それから、法定外繰り入れについては、解消を目指すというか、解消を図るというお答えだ

ったんですけれども、これについても各市町村が判断すべきことであって、県の指図を受けるものではないと思うんです。だから、あくまでも市町村が判断をして賦課を決め、税率を決め、そして法定外繰り入れをして税負担を軽減するという方策をとり続けるということは、今までどおり選べるわけだと思うんです。そういう点では、国保運営方針と法定外繰り入れについては、あくまでも市町村の判断によるものだと、県からの指図を受けて左右されるものではないということだと思うんですけれども、その2つの、国保運営方針と、法定外繰り入れについて、それを確認したいので、ご確認をお願いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。まず、市町村の拘束力ということでございますけれども、国からのガイドラインを受けて、千葉県では国保の運営方針を定めております。その方針に基づいて、各県下市町村も運営をしていくということになりますので、県の指針に基づいて事務を進めていくことになります。

法定外繰り入れにつきましては、国保運営を図る上での必要な費用は公費負担と保険料で賄うが基本ラインと考えておりますので、県で創設します財政安定化基金で貸し付けを受けられることとなりますので、年度途中の財政が安定し、繰り入れの必要性は大幅に減少することになります。さらに、保険料水準を引き下げるために繰り入れを行うことは、できるだけなくすよう国のほうからの通知も来ておりますので、法定外繰り入れは、やってはいけないということではないんですけれども、望ましくはないということでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） これをもって藤本治議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（岩瀬洋男君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

明6月9日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後4時18分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問